

平成28年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成28年6月9日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	本山隆也
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	堤正久
農業振興課長	鶴崎俊昭	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	松尾裕哉
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
健康づくり専門監	竹富健	主任指導主事	石橋佳樹

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

14番 西山清則

15番 岩永英毅

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 大串武次議員

1. 地震対策について
2. 玉葱の病害対策について

6. 溝口 誠議員

1. ピロリ菌検査の推進について
2. 玉葱の生産量減少について
3. 避難所の安全対策と災害時の行政業務の確保について

7. 久原房義議員

1. 玉葱の不作への対応について
2. 防災情報伝達施設整備事業について

8. 前田弘次郎議員

1. 個性豊かで優れた人材の育成について
2. 生活基盤の充実について
3. 安全・安心な生活環境の整備について

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、西山清則議員、岩永英毅議員の両名を指名します。

日程第2

○白武 悟議長

これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。
順次発言を許します。大串武次議員。

○大串武次議員

おはようございます。

4月14日、16日の熊本地震で亡くなられた方のお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々のお見舞いを申し上げます。そして、まだ避難なされている多くの方々の早期復帰と被災地の早期復興を願い、一般質問に入らせていただきます。

それでは、今回は、通告書に従い、2項目にわたり質問させていただきます。

最初に、地震対策についてお伺いいたします。

4月14日の副震と16日の本震で、最大震度7の地震により建物、道路、農地など甚大な被害が出ていますが、本町では、当町白石町役場、指定避難所の21カ所の耐震強度は幾らなのかお伺いいたします。

○本山隆也総務課長

役場と指定避難所の耐震強度についてお答えいたします。

耐震強度と申しますのは、建物の地震に対する強さのことと表記されております。耐震強度のほかに、耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準として耐震基準がございます。この耐震基準は、昭和56年に建築基準法施行令が改正され、新耐震基準として定められておまして、震度5強程度の地震では損傷を生じず、震度6強から7の大地震でも人命に危害を及ぼすことのないような、倒壊などの被害の生じない強度を目標とすることとなっております。

このことを踏まえまして、指定避難所につきましては、昭和56年以降に建設された施設につきましては新耐震基準を満たしていると判断しております。また、昭和56年以前に建設された施設につきましては耐震診断を実施し、この診断結果を踏まえて、基準を満たさなかった施設については耐震の工事を行っておりますので、指定避難所については新耐震基準を満たしていると考えております。

また、庁舎につきましても、官庁施設の総合耐震計画基準に基づきまして、本庁舎、大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるという基準のもとに設計基準となっているところでございます。

以上であります。

○大串武次議員

今の説明で、56年以降に建設された施設は新耐震基準を満たしているということで、一通りといいますか、安心はしたところでございます。

それでは、有明海沿岸の堤防なり六角川の堤防、塩田川の堤防についてはどれくらいの地震まで大丈夫なのか、耐えられるのかお伺いしたいと思います。

○山口弘法農村整備課長

農村整備課が管轄しております海岸堤防についてお答えいたします。

日本は世界でも有数の地震国であり、海溝型の巨大地震だけでなく、活断層に起因した内陸型の地震がたびたび発生し、被害をもたらしている状況にあります。このようなことから、県内の海岸堤防に地震被害が最も大きな影響を及ぼす可能性がある地震を想定いたしまして、耐震強度が設定されております。これを基準として、堤防の耐震設計がなされております。

地域区分ごとに耐震設計に用いる係数が定められております。有明海岸堤防は、耐震設計区分で弱震帯地域というふうなことで設定されており、基準となる係数を使った設計によって堤防の耐震強度が決められております。有明海岸堤防は、レベル1というふうなことになっております。震度に置きかえますと、若干幅はありますけれども、震度5弱程度となっております。

以上でございます。

○荒木安雄建設課長

六角川と塩田川の堤防はどの程度まで耐えられるかという御質問でございます。

まず最初に、六角川の耐震についてお答えをいたします。

今回発生いたしました熊本地震により、熊本県の河川の被害について報告したいと思っております。熊本県の河川であります白川、緑川、その他河川における堤防等の被災は、堤防天端のひび割れや堤体の変状などがあっておりますが、応急対策や緊急的な復旧工事がなされ、現在、完了をいたしております。

六角川は、国土交通省が管理する一級河川で、現在、武雄河川事務所で管理がなされており、今度の熊本地震により震度5弱を記録いたしました。六角川全線の堤防を点検された結果、変状の確認はなされておられません。六角川の堤防は、ほとんどが昭和後期、平成に築造された比較的新しいものであり、堤防の土質はおおむね良好であるものの、古い時代に築造された堤防は必ずしも工学的な設計に基づくものではなく、その履歴や材料構成等も明確に判明しておられません。その一方で、堤防の背後地には人口や資産の集積が著しい箇所もあるため、堤防の安全性の確保がますます急務となっております。これまで実施された浸透に対する安全性調査の結果、堤防下には砂れき、れき質の層が存在する箇所があるなど、洪水時にはこの層への浸透に起因する堤防被害が懸念されましたが、対策工の一部施工により安全性はおおむね確保されております。

議員おっしゃいます、どれくらいの震度まで耐えられるかの御質問でございますが、武雄河川事務所や九州地方整備局でも、六角川堤防が震度のどれくらいまで耐えられるかははっきり示されておられません。しかしながら、六角川においては、平成23年3月の東日本大震災を受け、耐震性能の調査がなされており、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動により沈下、変形した後の堤防高と平常時の最高水位を比較し、河川の流水が河川外へ越流しないことを確認されております。

次に、塩田川の耐震についてお答えをいたします。

塩田川は、佐賀県が管理する二級河川であり、現在、杵藤土木事務所で管理がなされております。杵藤土木事務所へ堤防の地震対策についてお尋ねいたしましたところ、

塩田川の右岸側で1.9キロメートル、左岸側で1.1キロメートル、両岸合わせまして3キロメートルで護岸工事などの整備がなされ、レベル1地震動に対し、対策済みとなっております。先ほど、農村整備課長が申しましたように、レベル1地震動とは、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動となっているところでございます。以上です。

○大串武次議員

今の説明を聞いておりますと、大体5弱ぐらいまではある程度心配しなくてもいいかなという判断をしたところでございますけど、今回のような震度7となりますと、相当な被害も想定しておかなければいけないんじゃないかなということで聞いておったところでございます。

それでは、今回の地震で熊本では水田のひび割れなり、それ以上の被害も出てるわけでございますけど、本町水田のかんがい用水のパイプラインはどれくらいの地震まで耐えられるようなことになってるのかお尋ねしたいと思います。

○山口弘法農村整備課長

各個人の圃場に水を送るための圃場整備事業でつくられましたパイプラインにつきましては、揚水ポンプ場から送られる圧力やウオーターハンマーで生じる水圧計算はなされておりますけれども、耐震設計についてはなされておられません。地盤沈下による管の破損が見込まれる箇所については、柔軟性のある可とう管の継ぎ手を使用しております。

以上でございます。

○大串武次議員

パイプラインについては、どうかありますと一連性がありますので、非常に心配しておかなければいけないというふうに思うわけでございますので、十分そこら辺についても前向きに、どれくらいまで大丈夫なのか知っておく必要があるのではなかろうかなというふうに思います。今回も、ある程度整備が進んで、情報なり聞いておりますと、ある程度減反で対応初めはすると。それが相当面積が減ってきたというふうな状況でございますけど、あちらはこういうふうなパイプラインもほとんどない地域が多いんじゃないかなと思うわけでございますけど、こちらはこういうふうなあれでいきますと、ほとんどがかんがい用水がすぐ対応できないと。修理も、部分的に修理しても、ずっと連動してるわけですので、非常に工事期間も長くかかるのではなかろうかなというふうなことを思いますので、十分そこら辺については留意をしておいていただきたいなというふうに思うところでございます。

それでは、水道管についてはどれくらいまでよいのかお伺いしたいと思います。

○喜多忠則水道課長

水道管の耐震についての御質問ですが、一般的には、震度5弱程度以上の揺れがあった地域では水道管の損傷によって断水が発生すると言われております。本町におい

ては、平成17年の福岡県西方沖地震と今回の熊本地震でいずれも震度5弱という大きな揺れを経験したところでございますが、幸い水道管本管の被害もなく、小さな給水管からの漏水は2カ所程度熊本震災ではございましたが、地震に起因するところの本管の断水の発生はあっておりません。したがって、このようなことから、水道管の老朽度合いにもよりますが、震度5弱程度内の揺れならば耐え得ることになると思われまます。

以上です。

○大串武次議員

私も産業建設常任委員会のほうにお世話になっておるわけでございますけど、水道管の埋設についても老朽化が進んでるところからずっと対応していただいておりますことは存じておるわけでございますけど、5弱でも多分耐えれないところもまだまだたくさんあるんじゃないかなと思うところでございまして、できるだけそういうところを早く整備を進めていただくようお願い申し上げたいと思います。

それでは、今度の地震で、バリアフリー化が進んでない地域では大変苦慮なされていると、お骨折りになっているというふうなことがラジオあたりでも放送であっております。それで、当白石町におきましては指定避難所のバリアフリー化がなされてるところ、なされていないところがあればどこかお伺いしたいと思ひます。

○本山隆也総務課長

指定避難所のバリアフリー化の現状についての御質問でございます。

町内の指定避難所といたしまして、議員おっしゃるとおり、現在、21カ所を指定しております。バリアフリー化と申しましても、いろんな施設のバリアフリーがあるわけですが、今回、スロープということで、スロープの設置がなされてるということでお答えさせていただきます。

指定避難所のうちスロープがなされているところは、21カ所中16施設、約8割でございます。また、なされていない施設の体育館を有する学校と申しますのは、白石小学校、六角小学校、須古小学校、三近堂コミュニティセンター、西小学校の5つの体育館を保有する学校及び施設でございます。そして特に、佐賀農業高等学校、白石高校の体育館につきましては福祉避難所としての目的で設置され、トイレのバリアフリー化がなされ、自家発電も配備されているところです。2校とは白石町は協議書を交わして提携をしているところでございます。

以上であります。

○大串武次議員

今、聞いておりますと、小学校はなされていないようでございますけど、中学校は全部3中学校なされてるのか、それから三近堂コミュニティセンターですか、がなされていないということでございますけど、ここは対応が必要ではないかなと思うわけでございますけど、その点どうでしょうか、お伺いいたします。

○本山隆也総務課長

3中学校につきましては、現在、スロープ等も設置なされているところでございます。須古地区の三近堂コミュニティセンターにつきましては、昭和60年設置ということで、耐震の基準以降の年度、56年以降の設立でございますので、一応基準は満たしているものかと思われましても、バリアフリー化はなされていないところでございます。また、須古小学校につきましても43年建設ということで古うございまして、耐震診断を行い、結果を得まして基準は満たしておりますけれども、須古小学校につきましてもバリアフリー化はなされていないところでございます。そういった地域の近隣の避難所につきましては、今後とも弱者対策と申しますか、体の不自由な方に対する施設の整備については検討しなければならないと思っておりますのでございます。

○大串武次議員

今、全部説明していただきました中では、須古地区が小学校と三近堂とあるわけですが、地区内にこういうふうな対応がなされたところがないということであれば、緊急を要するときはどなたでも近くに避難をなされるわけですね。ですから、昨日も西山議員の質問もあつたわけでございますけど、1つでもあるところに不自由な方は誘導できるようなことをしておかないと、距離が、幾ら町内といっても身近なところという避難をどなたでもしたがるんじゃないかと思っておりますので、最低1カ所は対応しておくべきじゃなかろうかなというふうに思っておりますので、ひとつぜひ対応をお願い申し上げたいと思います。

それでは最後に、今度の熊本地震によりまして、指定避難所や堤防等の耐震化の見直しや整備の必要性があるところもあると思われるわけでございますけど、今後の対策はどう考えておられるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○田島健一町長

今後の対策ということでございます。

今回の熊本地震を受けて、今後、国、県等の防災計画の基準見直しに準じて、先ほど質問がございましたように、バリアフリー化などの避難所の再点検を実施いたしましたして、また今回の熊本地震に伴う被災地支援に参加した職員からの聞き取り等も勘案して、あわせて施設管理の担当課と協議しながら、安全・安心な避難所の整備を検討してまいりたいというふうに思います。

もう一つは、河川と社会資本施設と申しますか、そういった河川等の耐震化の見直しと今後の対応につきましては、先ほど答弁いたしましたように、武雄河川事務所では現在のところ見直しの計画はないそうでございますけれども、今後、見直し等が生じた際には適切に対応していかれるとのことでございます。また、今後も六角川堤防の安全性を確保するためには、先ほど回答がありましたけれども、堤防の築堤が昭和の時代から平成の時代ということになってございます。この築堤、盛り土台、盛り土台が砂でできておりますと、浸透してきて浸透で壊れるというやつがございまして、強度云々じゃなくて泥の問題というのもございます。そういったことから、浸透対策が必要か否かという検討に加えて侵食、地震に対する点検や照査を、必要に応じて堤防

強化対策を実施していくというようなことを聞いているところでございます。

もう一つは、県河川の塩田川でございます。これにつきましては、平成7年に阪神・淡路の大震災の発生を受けて、レベル1と先ほど課長が答弁いたしましたけども、レベル1地震動への対応として堤防や構築物の耐震点検マニュアルが国から示されたわけでございますけども、その後、平成19年にレベル2地震動に対応した河川構造物の耐震性能照査指針という案が策定されたところでございます。このレベル2という地震動への対応につきましては、各県の状況や河川整備事業の進捗を踏まえながら、今後の調査等の対応については検討していきたいと考えておられるところでございます。

先ほど言いましたように、レベル1というのは、河川だけじゃないんですけども、いろんな社会資本の構造物の供用期間、例えば50年間の耐震寿命というんですかね、そういった期間中に発生する確率が高いもの、例えば50年だったら50年に1回か2回か、そんなものには耐え切れませんよというのがレベル1なんです。レベル2となれば、もっと長くて、現在から将来にわたって最大級の、例えばこちらだと東日本大震災はマグニチュード9だったですかね、これまでの日本の地震の中で最大級が東日本大震災の規模だったと思いますけども、そういった規模に合わせていくかということになるわけでございますけれども、今、土木学会とかそういった学会で検討されてる中で、レベル1はどこですよ、レベル2はどこですよというのを全国をずっと分けてらっしゃいます。そういった中で、佐賀県の施設については大まかにレベル1でいいでしょうというような基準でございまして、先ほど言いますように、六角川というような国土交通省さんが管理されてるもの、これがまず先にこういったことでやりましょよといったのを踏まえて、県管理区間についても、それじゃ県もこうしてくださいというような指導があるんじゃないかなろうかというふうに思います。六角川そのものについても、河口から二十数キロ上までが直轄さんの区間でありまして、それから上はまた県区間でございますので、1つの河川の中でも国管理、県管理でございますので、そういった中では技術的な基準等々についてもすり合わせがあるもの、また指導があるものというふうに思っているところでございます。

○本山隆也総務課長

先ほどの追加答弁ということでございますけども、お願いいたします。

福祉避難所と申しますか、高齢者の方、また介添えが必要な方等の避難につきましては、既存の施設もございまして、それにとらわれず今後また見直し等もいたしまして、どこが適切なバリアフリーがなされた施設なのか、そして改修できるかも含めて、再度その施設について御検討させていただきたいと思っております。

○大串武次議員

ぜひ、前向きな対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、2項目のタマネギの病害対策についてお伺いいたしたいと思います。

病害対策につきましては、1と2と、現状と現在の対応状況と、それから病気の原因

因と今後の対応についてという項目を上げておりますけど、連動して質問させていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

まず最初に、今年、町内のタマネギ栽培面積は幾らで、病害の被害面積はどれくらいと想定がなされているのかお伺いいたします。

○鶴崎俊昭農業振興課長

お答えをいたします。

本年産のタマネギ作付面積については、統計調査の数字がまだ明らかになっていないため不明でございます。過去の例を申し上げますが、農林水産省の作況調査によりますと、25年産タマネギ、県全体で1,790ヘクタール、26年産タマネギ1,780ヘクタール、27、28年産の作付についてもほぼ同等の面積が作付されているものと思っております。また、JAの資料においては27、28が出ております。27年産の作付面積は1,247ヘクタール、28年産の作付面積は1,119ヘクタールとなっております。ただし、この数字につきましては業者取り扱いの小計の数字が含まれておりませんので、御了承いただきたいと思います。

病気の被害面積については、現在、収穫、出荷中でありまして、正確な数字は把握できておりませんが、町内の栽培圃場を見たところ、健全なタマネギも一部で見られますが、ほぼ皆無に近く、少なく見積もっても9割以上の圃場が病気の被害を受けているものと思っております。

以上です。

○大串武次議員

今、課長から答弁いただきましたように、普通に収穫できる面積が1割にも満たないということは大変私も心苦しいところでございます。4月22日に、産業建設常任委員会のほうで町内を巡回調査といいますか、課長同行のもとにさせていただいたところでございますけど、私自身も1日をかけて個人でも状況を把握させていただいたところでございます。回ってる途中のときでも水田の打ち込みをされていたというふうな圃場も数多く見られたわけでございまして、非常に心苦しいわけでございますけど、何とか、価格を見ておられますと、今の推移を見ておられますと、非常に価格が高騰してきております。ですから、まだ収穫を迷っておられるような方につきましては、子玉でも今、ことは2Sでも買い取りがなされているという話も聞いておりますので、ぜひ収穫できる分については収穫をしていただくというような啓蒙といいますか、そういうふうなお願いも行政のほうからも農協を通じてでもやっていただければなというふうに思うところでございます。

それで、農協では今年産のタマネギ集荷見込みは、5万5,000トンぐらいが多分集荷見込みがなされていたと思っておりますけど、病気発生後、どれぐらいの集荷を見込まれているのかお伺いしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

今の御質問にお答えする前に、先ほどの追加といいますか、誤解を招くといけません

るので。9割以上の圃場が被害を受けているというのは病害の面積でございまして、収量とかが9割減ということではございませんので、補足をいたしておきます。

御質問の集荷の見込みでございまして。JAでは、今年産の集荷見込み数量を、当初、生産量で5万5,950トン、販売計画で5万32トンとされておりました。今回の病気発生により、この数字につきましては下方修正せざるを得ない状況になっております。数字的にはまだ出されていないようですが、先ほど議員申されましたように今後の集荷状況にもより、少しでも好転に回ればということで期待をいたしております。

以上です。

○大串武次議員

それでは、栽培されてる当初からべと病の警報あたりも出たわけでございますけど、べと病だけでこういう被害状況になったのか、べと病以外にも原因があるのではないかと私自身時々考えるわけでございますけど、その辺についての原因究明はなされているのか、なされたのかお伺いしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

被害原因と、その原因追求ということでございまして、今回のべと病被害の究明につきましては、JAさが、杵島農業改良普及センター、県の農業技術防除センター、農業試験研究センター、そしてその白石分場など、関係機関が連携しながら調査研究が進められている状況です。本年産タマネギの病害の主たる原因は、今おっしゃいましたけど、そのほとんどがべと病菌によるものであると思われまして。菌の寄生についても、県機関でももちろん確認はされております。このべと病により、タマネギの身の部分、玉の部分肥大する前に著しく葉が枯れ込んだ圃場につきましては、玉の肥大が抑制されております。また、枯れ込んだ葉のつけ根から雑菌が侵入するため、今後、貯蔵性が悪くなる可能性があるため、これについても注意が必要であろうと思われまして。

なお、葉の著しい枯れ込み以外に玉の肥大が抑制されたものも見受けられますが、これらにつきましては排水不良、活着不良などのべと病以外の原因も考えられないではないと思っております。また、一部圃場ではボトリチス葉枯症、腐敗病等の発生が、これも確認されており、いずれも病原菌による感染、発病することから、12月、1月にかけての高温多雨による気象条件に影響され、その影響が大きいものと考えております。昨年は、苗床でも11月の発病が多く、4月下旬からの大量の雨により根傷みによる葉先枯れ、その他病害の併発が見られております。これらのそれぞれの圃場におきまして、それぞれの症状に応じた個別の原因解析が必要であろうかと思っております。

以上です。

○大串武次議員

いろいろ対策もとられてるようございまして、原因究明についてもなされてるようございまして、今年、病気の発生対策につきましては、昨年度からだったと思っておりますけど、べと病の罹病株の抜き取り、町としても処分まで対応していただいております。

るところでございますけど、ほかにどんな対策がとられてきたのかお伺いしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

病気の発生対策ということでございます。

町では、27年産のタマネギのべと病被害による減産減収により、その対策といたしまして、JAさが白石地区とタマネギ部会、それから普及センター、農林事務所を初めとする県の関係機関、そして野菜の集出荷業者の方たちをメンバーとする白石町野菜病害虫防除推進協議会を昨年11月に発足をいたしております。これにつきましては、先ほど議員おっしゃいました越年罹病株の抜き取りというのを大きな対策として実施をし、そのほかにも病害防除情報、技術の提供、チラシまたケーブルテレビ等による啓発、普及、研修会の開催など、調査研究と情報提供を実施してまいりました。中でも、今回初めて試みましたが越年罹病株の抜き取りにつきましては、2月から4月までの3カ月間で134トン処分したところです。このほかにも、生産者において苗床の消毒、JA等の提示する栽培暦に準じた農薬散布で対応をされております。

そういう状況の中でしたが、4月5日に発生予察警報が出ております。その警報が出た折にも、臨時的な薬剤散布ということで徹底をするよう情報提供いたし、蔓延防止を図ってきたところでございます。

以上です。

○大串武次議員

今、課長おっしゃったとおり、134トンという抜き取りがなされ、1圃場とか2圃場拝見させていただきますと、ぼんてなるごと抜き取りをしていただいております圃場も私も見させていただきました。そういうふうな非常な努力もしていらっしゃるのにもかかわらず、薬剤散布も当然指導のもとにされてるわけでございますけれども、こういう結果になったというのは、薬害の発生は考えられなかったのか。また、ことし初めて栽培、タマネギの作付を、連作障害というふうな意味合いからも圃場を変えて栽培されてる圃場におきましても病気が発生している状況であったと思います。これについては薬害等の原因は考えられないのか、お尋ねしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

お尋ねの農薬の薬害ということにつきましては、現在のところ、各関係機関にも報告等はされておられません。べと病対策のために殺菌剤が何回も散布されたようですが、薬害による葉の枯れ込み等の可能性はほとんど考えられないということでございます。ただし、一部の薬剤に対する効き目がなくなるというような耐性が見られ、防除効果が低下していると思われるデータもございます。その対策といたしまして、今後、新しい防除体系の構築をするため、調査、検討の必要があります。

また、御指摘の、初めての圃場でも病気の発生が見られたという件についてでございますけども、べと病の生態、感染原因を把握しておく必要はもちろんあると思います。べと病につきましては、御存じのように、病原菌はカビの一種でありまして、土

壤中で卵孢子または被害残渣内に残存する菌糸が越年し、苗床や本圃で感染をいたします。感染株は越年罹病株として発病し、同株上に分生孢子、新たな孢子を形成して、雨、風で近隣の圃場に分散し、周辺の株に感染するという事は考えられます。その感染した株は、2週間程度の潜伏期間を経過し、2次感染となっていきます。このようなことから、ことし初めて栽培された圃場であっても、べと病が発生するという可能性は十分に考えられるところです。また、苗の時期に潜伏感染していた可能性も考えられます。2次感染する前の罹病株の抜き取り、定期的な防除が重要な対策となると思っております。

以上です。

○大串武次議員

前の回答でもありましたように、排水不良も考えられるんじゃないかという答弁もいただきました。ことしは雨が降るたびに降雨水量が多く、1月には雪の積雪もあったわけでございますけど、地下水が上昇してるために、雨が降りますと水が数日もたまってるのが現状でございます。これは地下水を下げやらないと、どうしても土壌水分が下がるのは時間がかかると思うんですね、私は。地下水が高いがために、ダンガン排水から、たまった分は水は当然流れます、今、農村整備課長おっしゃいますようにですね。しかし、地下水が高いわけですから、乾くのには時間がかかると思うんですよ。そういうふうな影響で根の伸長にも影響し、こういうふうな病害発生に被害が広がってきているのが、根の伸長が抑えられるわけですから、そういうふうなことを私なりに考えるわけございまして、地下水が上昇してるのはそういうふうな面に関係がないのか、その辺についてお伺いしたいと思っております。

○鶴崎俊昭農業振興課長

先ほど、議員がおっしゃいます地下水の上昇によるタマネギへの病害の影響ということ、私も話に聞き及んだことがございます。これにつきましては、現在県の関係機関等含めて調査研究が進められておりますが、今のところ地下水位の上昇とべと病発生の相関関係というものにつきましては、まだ調査中でもあり、判然としないところでございます。今のところ直接関連はないものと思っておりますが、今後、関係機関と分析を進めることとされております。また、12月の天候で日照時間が短く、平均最低気温が高かったと、それで発病が蔓延したということは確認をされております。ただ、土中の水分量が関連しているかどうかについては、まだ十分な説明ができていないところです。土壌中における菌密度の測定方法が確立されていないため、そのシステム、感染ルートの詳細が説明が待たれるところでございます。

とは言いまして、べと病は排水不良の圃場において多く発生している現実がございます。排水対策につきましては、耕種的対策として重要な部分でありますので、圃場の排水対策、根張りを促す耕うんの進行、高畝の形成、堆肥投入を行うなど、土づくりは重要な対策の一環と考えております。今後もこれらの普及、奨励に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○大串武次議員

作物は何でも降水量が多いと湿害が出るわけでございますけど、雨年は大体作物は病気も発生何でもしやすいですよ、タマネギに限らず。ですから、たまには試験的にでも、昨日も西山議員のほうからもあっておりましたけど、地盤沈下に影響がない程度の深井戸の稼働をお願いして、定期的に地下水を下げる対策が必要と思いますが、この点どう思われるのか。また、ちょうど太原中の出前講座に、老人クラブでございましたけど、行きました。その折にも、地下水を下げるよう、昔の深井戸ですたいね、地盤地下に影響するふうには当然無理なわけでございますので、ある程度地下水を下げると、こういうふうな試験をしてみて、ひょっとしていいかもわからないわけですので、そういうふうなことをやってみようという考えはあられるのかお尋ねいたします。

○鶴崎俊昭農業振興課長

議員御指摘の地下水位の上昇で圃場の排水が悪くなってるということでございますけども、これを示したはっきりしたデータが不足をいたしております。そういうことでございますので、一つの考えとして、もしそうであれば暗渠から常時排水が見られることもあろうかと思われま。また、関係者の間では、大型機械の導入等により圃場がふみかためられ、作業効率を重視した浅い耕うんということで、表土層が浅くなって排水不良の原因というようなことも考えられるのではないかという話もございませ。今おっしゃいました、地下水を下げる対策をしてみてもどうかということでございますけども、前申し上げました県のタマネギべと対策会議におきましても排水対策はワーキンググループのテーマになっておりますので、それも含めて検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○大串武次議員

町長は白石の土地改良の理事長でもございますので、この辺について町長はどういうふうなお考えなのかお尋ねいたします。

○田島健一町長

くみ上げをやめたことによって地下水が上昇してるんじゃないかというようなお話をいろんところで伺います。24年に嘉瀬川からの水が試験通水で来て、25年から本格的な通水をやっていたらございませけども、農政局の筑後川下流事務所におかれましては、私どもから効果と、反面、何か悪影響が出てくるかもわからんということでの地下水調査を実施をさせていただいてるところでございませ。そういった中で、技術的なものが出てくればというふうに思っているところもございませ。まだ最終結論出ておりませけども、農政の問題とは別個の問題として、農業土木、地下水の、土地改良のこととして別途検討はさせていただいてるところでございませ。

以上でございます。

○大串武次議員

ぜひ前向きに、早急にといいますか、努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、町内を回ってみますと、タマネギを作付されている農家で病気の発生がない方は、おくてならおくてで全部病気が出てらっしゃらない方もいらっしゃるわけです。こういう方々の、例えばこの圃場がようしてこっちが悪かとか、そういうことじゃなくて、あっちもよか、こっちもよかと。栽培農家の方が、いい方は全部の圃場がいいと。私は、そういうことで圃場見させていただきました。そういうふうなことで、そういうふうないい方の、栽培農家の方の薬剤散布の時間帯とか栽培方法など調査なされたのかお伺いいたします。優良農家と申しますかですね。

○鶴崎俊昭農業振興課長

今、議員が申されました病害のない優良農家の分析ということですが、病気の発生が確認できなかった農家につきましては、JA、普及センター、県、農業技術防除センターにおいて解析が行われております。4月時点で、次のような内容がわかっております。一つが、タマネギの連作期間が長いほど発生が多くなる傾向にあった。それから、4月に発生が少なかった圃場では、3月に1週間置きに有効薬剤が散布されていた。また、重ねて5月下旬からタマネギの生育がよい圃場と悪い圃場の比較調査を始めたところ、思った以上に圃場排水性や有機物施用に差があったということがわかっております。今後、栽培管理状況等も含めて聞き取りをさせていただきまして、次回作への対策につなげるため、栽培歴等の検討が始まる前にはその結果をまとめる予定にもいたしております。今後、露地栽培での解析も行うとともに、優良事例、優良農家につきましては各種研究会等で御紹介もしていきたいと考えております。

以上です。

○大串武次議員

ぜひ、そこら辺もっと追求していただきまして、よろしく願い申し上げます。

それでは、非常におくての品種が、今現在、ほとんどターザン、ターボが主体だと思いますけど、これにかわる耐病性品種があるのか、あった場合、その種子は確保できるのかお尋ねしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

べと病の耐病品種につきましては、これまで調査されたというデータを見つけることができておりません。そういうことで、現時点におきましては詳しい耐病性の品種についてはわかりかねますが、今後、県の農業試験研究センターが種苗メーカーと連携をいたしまして、耐病性品種が新たに開発できないかという検討も行う予定もいたしておりますので、そういう研究経過、成果につきましてもまたおつなぎをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○大串武次議員

ぜひ、栽培面、品種面からも対応していくべきではないかというふうに思いますので、その辺についてもよろしく願い申し上げておきたいと思います。

では最後に、今の病気の発生が続きますと、白石のタマネギの産地としての危機であるわけございまして、産地の衰退も心配しなければなりません。早期の原因究明と対策のプロジェクトチーム等を行政主導で立ち上げ、対策を講じていかなければいけないと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○田島健一町長

今回のべと病被害につきましては、白石町のみならず県内の他市町でも発生している状況でございます。佐賀県におきましては、4月5日にべと病の発生予察警報が発令される事態となったところでございます。県の主力農産物であるタマネギの危機的状況であるとの認識のもと、県の所管部署でございます園芸課が主導され、このたび、県、市町、JA、生産部会で構成された佐賀県タマネギべと病対策会議が発足し、白石町もその構成メンバーの一人として参画をさせていただいてるところでございます。

これら関係機関が一体となって、べと病の原因究明と対策技術の開発、普及に取り組むこととしておりまして、既に活動が開始されてるところでございます。各機関の担当者により、新たな薬剤防除体系や栽培管理の指導、新品種の探索、病原菌の生態解明など、各種課題を専門グループで調査研究を行いながら対策を講じていく計画でございます。タマネギの主力産地である責任と白石ブランドの信頼確立に向けて、今後も努力してまいりたいと考えております。この検討会の中におきましても、ことしの秋には来年産の播種が始まります。短期的なすぐやらなければいけないこと、そして中・長期にわたることがございますでしょうけれども、まずもって早く検討会入って、ことしの播種までにはある程度の答えが出るように努力していきたいというふうに思います。

以上です。

○大串武次議員

ありがとうございます。

それでは、早目に原因究明をし、安心して平成29年産タマネギに取り組んでいただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで大串武次議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時29分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。通告に従い、質問をいたします。

まず、私は3点にわたり質問をさせていただきます。

1つがピロリ菌検査の推進について、2点目がタマネギの生産量の減少について、そして3点目は避難所の安全対策と災害時の行政業務の確保について伺います。

それでは、まず最初にピロリ菌検査についてでありますけれども、その前に、今回、今年度、人間ドック、脳ドックの申し込みがありましたけれども、その申し込みの状況を伺いたいと思います。

○大串靖弘保健福祉課長

人間ドック、脳ドックのことしの申し込み状況についてということでございます。

ことしの人間ドック、脳ドックにつきまして、4月26日に総合センターにおいて一斉受け付けを行ったところでございます。定員を上回る方に来場していただいたところです。そのため、用意していた325人分の枠全てが埋まってしまい、早々に受け付けを終了せざるを得ない状況となりました。記録にはとっておりませんが、40人前後の方が定員超過のためお断りせざるを得ない状況でございました。昨年度までは、定員に達せず、追加募集を行ってございましたけれども、今年度は、広報紙に加え、対象者に個人通知を送付したところ、予想を上回る反響がございまして、先ほど申し上げた状況となったところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

昨年度までは、応募をしたけれども受診申し込みが定員に達しなかったということでもあります。ことしは、応募を合わせて40名以上の方が受けられなかったということで、かなり私のほうにも、受けられなかったという苦情じゃありませんけれども、そういう言葉がございました。そういうことで、現状としてはそういう受け皿があるということでもあります、定員オーバーしたということは。そういうことで、今後の対策はどのようにされるか、次年度ですね、よろしく申し上げます。

○大串靖弘保健福祉課長

需要があるということでございますので、定員につきましては、医療機関の協力を得ながら行っておりますので、それに相談をしながらしていきたいと思っております。また、本町の事業だけを優先してお願いするわけにもいきませんので、来年度の定員につきましては、先ほど申しましたように、医療機関とも相談をしながら決めたいと思います。また、現在の受け付け方法が先着順となっておりますので、定員を超過する場合は抽せんとするなどの検討も必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、私はピロリ菌の検査の推進について伺いたいと思います。

私は、今まで、今回まで含めまして一般質問で4回、ピロリ菌のことについて質問をさせていただきました。質問の内容については重複しますのでしませんが、特に私がずっと要望しているのは、若年層、20代、30代、40代の方にピロリ菌の検査を受けていただきたいということで質問しております。佐賀新聞にも載っておりますけれども、胃がんはかつて塩分やストレスが原因とされてきましたが、今ではピロリ菌による感染が重要な危険因子とされると。世界保健機関の専門研究機関が2014年、胃がんの8割がピロリ菌の感染が原因と発表されました。その中で、40代までの感染者の場合、除菌によって胃がんの発生を90%以上抑制できるとの指摘もございます。

そういうことで、日本人ではピロリ菌に感染している人は40代以降には多くいらっしゃいます。その中で、若年層、先ほど言いました20代から40以下の方でございませけれども、非常に少のうございませ。特に、中高生では5%という、全体的には若年層は15%程度と言われますけれども、胃がん予防対策としてピロリ菌除菌は若いときはより有効ということでございませ。そういうことで、ぜひ若い人たちに、胃がんの原因がわかっております。また、対処すれば胃がんが予防できるということも確定をしております。そういうことで、特にピロリ菌をなくすということが胃がんの近道でございませ、予防のですね。そういうことで、私は、集団検診の血液検査、特定健診、集団検診の中で血液検査をしますけれども、その中でぜひオプションとして入れていただきたいというお話をさせていただきました。

前回の3月の質問でも、どのくらい費用がかかるかといえば、オプションにすれば1個体当たり1,080円追加をされるということでございませ。これは、個人で病院に行けば、国保の対象の方であれば2,890円かかります。かなり安価で、1,080円でできるわけです。これは全ての方が採血をしますので、集団検診の方は、そういう中でしていただきたいということで、特に前回の質問では、30代の方が受診された方が125名、40代が145名、計で270名の方が検診で受けられております。そういう方々に、これは任意でございませけれども、オプションとしてつけていただいて、される方は1,080円出していただければできるということで、本当はこれを全額町の助成としてお願いしたいということでありましたけど、まだ返答がございませけれども、これは1,080円、実費でもいいですので、ぜひお願いをしたいと。

270名、金額にすれば29万1,600円でございます。任意ですので、全員が受けられることはないと思ひませけれども、全員受けられたとしても29万1,600円年間かかるわけです。そういうことで、私は、助成額の29万1,600円が予算的に無理であれば自己負担でも結構だと思ひませ。医療機関では2,890円かかりますので、かなりそれでも安くなります。金額的に安くなるということよりも、私は受ける機会を設けていただきたいと思ひませ。そういうことで、集団検診の究極的な私は目的を聞きたいと思ひませ。

○大串靖弘保健福祉課長

集団検診につきましては、究極の目的と言われますと、町民の健康の維持ということでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

そういうことであれば、その病気の原因が除去できることがわかれば、ぜひ入れていただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

○大串靖弘保健福祉課長

現在、町が行っております検診につきましては、がんの予防及び早期発見の重要性を強く認識しております。健康増進法に基づき、国が定めるがん検診実施のガイドラインに従って検診を実施しております。昨年更新されました有効評価に基づくがん検診ガイドライン2014年度版では、胃がんによる死亡率減少効果が確認されたことから、胃の内視鏡検査についてもエックス線検査とともに新たな方法として推奨されたところでございます。

一方、ピロリ菌検査につきましては、死亡率減少効果が不明なことから、集団検診として推奨はされておられません。このようなことから、現時点では集団検診でのピロリ菌検査の導入については考えておりませんが、今後、ピロリ菌検査についての国の指針に基づいた科学的効果が明らかな方法と、その制度管理が実施できる基準が示された場合には、その実施について検討したいと思っております。これは従来の回答と同じで、町としてのスタンスは変わっておりません。

しかし、ピロリ菌と胃がんとの関係が指摘されておりますので、がん予防の観点からすれば、ピロリ菌感染の有無を調べることは有用ではないかというふうに考えるところでございます。他の団体でも、血液検査によるピロリ菌検査を実施してるところもあるようでございます。本町でも、集団検診では血液検査を行っておりますので、個人負担を伴いますが、個人のオプション検査としてピロリ菌検査を実施するのも一つの手段だと思っております。そのことにより、検査を希望される方の費用負担も少なくて済むようでございます。また、ピロリ菌は胃がん発症の要因ではありますが、食生活の乱れやストレス等、他の要因も重なることで胃がんのリスクが高くなると言われております。今後、このような知識の普及や啓発活動を強化していくことも必要であると考えております。いずれにいたしましても、今後、検診機関と協議いたしまして、希望者には、個人負担を伴いますが、検査を受けられる機会をつくっていく方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

よろしく御検討をお願いしたいと思います。

私どもも今回、ピロリ菌の検査、できれば助成をお願いしたいということで町内で署名運動もさせていただきました。3月5日には、町のほうに検査助成をお願いした

いということで町内1,910名の方に署名をいただき、町のほうにも提出をさせていただきました。そしてまた、私どももピロリ菌に関して健康セミナーも開催を町内でさせていただきました。そこに副町長も2回ほど参加をされました。そのセミナーに参加されての御感想と先ほどの町の対応について伺いたいと思います。

○百武和義副町長

先ほど、議員おっしゃいましたように、健康セミナーについて町のほうに御案内をいただきまして、私も参加をさせていただいたところでございます。健康セミナーの中では、先生のほうから、特に今議員おっしゃったようにピロリ菌のことについて、胃がんとの関連性とか、そういったことを資料を準備していただきながらわかりやすく説明もしていただいて、大いに参考になったところでございます。そしてまた、その冒頭のほうで署名のほうも、1,910名の方の署名もいただいたところでございます。そういったことで、先ほど保健福祉課長答弁いたしましたように、集団検診の中でも検査が実施できないかということも検討しているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それでは、2点目のタマネギの生産量の減少について伺います。

きのうときょう、前議員さんが質問をされましたけども、タマネギの生産量の減少について、原因がべと病菌であるというお話がございました。それ以外の要因もあるということでありましたけども、町長の答弁の中にもべと病菌ということが言われました。去年はべと病菌がありまして被害があったということが確定をしております。しかし、ことしもべと病菌はありましたけれども、べと病菌だけではなかったと思います。そういうことで、県とか町とか農協とか全ての機関で検討されて原因が特定されると思いますけども、原因に関してはことしに関してはまだ確定しておりません。そういうことで、べと病菌が原因であるということを発表していいのかどうなのか、その辺伺いたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

議員がおっしゃいましたように、今回の大部分がべと病菌であろうという、減収に対しまして、それだけではないという言い方はもちろんしていかなければならないと思っております。今回の大部分の要因はべと病菌であるという言い方はしていいと思っておりますし、県の対策会議につきましてもそういう文章を使って会議を発足いたしております。

以上です。

○溝口 誠議員

私も、去年の6月の議会で、去年のべと病対策について質問をさせていただきました。べと病のことに對してだけ質問させていただきました。このときに、町としては

しっかり行政も加わって対策を行うということで、その後、白石町病害対策連絡協議会を開催されて、農家、J A、普及所、行政交えて連絡協議会をしていただいて対策を講じていただきまして、特にべと病の病害に侵されたものを抜き取る対策ということでしていただきました。その実施の中身について伺いたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

昨年11月25日に、白石町野菜病虫害防除推進協議会を発足いたしております。これにつきましては、構成メンバーといたしまして、まず町、現在農業振興課でございます、それから武雄農林事務所、杵島農業改良普及センター、県農業試験研究センターの白石分場、そして町内の野菜取扱業者の方が13社、それからJ Aさが白石地区の園芸指導課、そしてJ Aさが白石地区のタマネギ部会から参加をいただいて構成をいたしております。

これにつきましては、一番大きな事業といたしましては、今、議員おっしゃいました越年罹病株の抜き取りということを行っております。それをメインにいたしまして、まず県の各機関から来るべと病に対する防除警報、注意報等々の情報を各会員に配付をします。それから、ケーブルテレビにおきまして、一斉防除の広報、越年罹病株の抜き取りの広報等々を実施をしましてまいっております。それから、研修会といたしまして、1月に2回、それから2月29日の農業振興大会でJ Aあわじ島のほうからべと病の対策についてお話をいただいております。

越年罹病株の抜き取りの作業でございますが、2月3日に第1回目を行いまして、週に2回程度ずっと行いまして、4月22日まで行っております。やり方につきましては、町の可燃ごみの袋に入れていただき、しっかり口を結んでいただく、それを各支所に搬入していただくということでございます。量につきましては、全部で134トンの罹病株が集まって焼却処分をいたしております。

以上です。

○溝口 誠議員

非常に、行政もかかわっていただきまして取り組んでいただきました。この対策、来年度も、今後ですね、取り組んでいかれるか伺いたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

来年度に向けてでございます。まず、先ほど申し上げました越年罹病株の抜き取り、先ほど来申し上げております佐賀県タマネギべと病対策会議の当面の取り組みの1番目にこれをいたしております。これは、協議会としてはもちろんですけども、この対策会議としても継続をしていかなければならないと思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

継続してよろしくお願いをしたいと思います。

本年度の生産量が減収しまして、所得もかなり減収をするのではないかと先ほどあ

りましたけども、5月24日時点でありまして、これはJAの出荷の現状でございますけど、1万4,894トンが出ております。小計は別です。これは、前年比どれほどかといえば90%ということで、わせ種においてはそこそこの量的には出ております、前年対比90%。しかし、品質的にはどうだったかといえば、かなり二級品等が多くて、収入からすれば、前年比からすればかなり、出荷量は90%ですけども、金額、所得にすればかなり落ち込んでくるというのが、わせ種においてはそうだと思います。その後、おくてでありますけども、おくてに関してはまだ結果が出ておりませんが、大体見渡すと、ほとんど収入がないというのが現状でございます。

そういうことで、農家にとりましては生産資材、収量があろうがなかろうが全部かかっております、農薬、肥料代。そういうことで、償還をしなければいけないという状況で、特にJAに関しては年末に種代とかも引かれております、去年の。5月に肥料、農薬の前期、7月1日には後期のお金を払わなければいけないという状況で、所得がなくて経費を払わなければいけないということで、農家の方々は本当に大変な今状況になっております。そういうことで、生産量減少による所得対策、どういうものがあるのか伺いたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

今、議員おっしゃいました、タマネギの減収による収入源というものに対応する手段はどんなものがあるかという御質問でございます。

農業収入の減少に対しまして、農林漁業セーフティーネット資金というものがございます。これは、日本政策金融公庫が融資機関となりまして、農業者、タマネギ作付者に対し資金を貸し付けるものでございます。用途といたしまして、経営の維持、安定に必要な運転資金ということで、種苗代、肥料代等々に充当できるものと思っております。現在の利率は0.1%、貸付限度額が一般といたしまして600万円以内、特認といたしまして年間経費等の12分の3以内という限度額がございます。償還期間につきましては10年以内。それから、貸付要件でございますけども、前期より粗収益が10%以上の減少がある、また最近3カ月の粗収益が前年同期を下回っており、今後も減収が見込まれる、前期より所得率や利益額が悪化している、それからその病気で減収したという因果関係がはっきりしているというような要件がございますが、こういう制度資金がございます。

以上です。

○溝口 誠議員

タマネギの場合、減収の対策として指定野菜価格安定対策事業というのがございます。これは、農家も出資をし、そして国のほうからも出資をしてる。これは、収穫をして、そして販売して、販売した価格がその基準より下がった場合に価格を補填をするという事業でございます。先ほど言いましたように、わせ種が90%前年比ありました。このわせ種の販売の価格が、大体5月、6月期、キロ当たり64円を下回ったら補填をしますよという制度でございます。ところが、わせ種においてはほとんどこのラインにはかかっておりません。少し販売価格が高かったんで、かからなかったという

ことでございます。そして、わせ種からおくてになりますと、ありましたように、非常に品薄で、今、価格が上がっております。ということで、価格安定対策事業には一切かかわってきません、農家が。そしてまた、これは収穫をして出荷をして売れた時点の値段です。我が白石町は前の段階で収穫もできないという状況で、指定野菜価格安定事業には一切かかわることはできません。ということは、一切農家にはお金が来ないという状況でございます。これが一点。

それからまた、共済事業でございます、畑作作物共済事業。この中には、対象としてはタマネギもでございます。ところが、タマネギに関しては国の共済事業としてはありますけれども、佐賀県全体が、また白石地区農協も、白石、この地域も、このタマネギ共済には加入をしておりません。そういうことで、共済事業での補填というんですか、補償というか、それも一切ございません。

なぜなかったのかということで、私は共済組合に行きまして理由を聞きました、なぜかと。日本でも一大産地であるのに共済事業になぜかたっていないかといえば、かたれない事情があったと。北海道が大きな産地ですけども、北海道の場合は出荷先が一元化されてると。ホクレンにほぼ出荷がされてる。そういうことで、きちっと出荷量が限定できると。それからまた、収穫してからの販売までの期間が短い、そういうことでできると。しかし、我が西南暖地、佐賀県においては非常に品種も多い、栽培方式も違う、そして出荷先もさまざまであると。そういうことで、共済事業としてはあるんですけども、掌握がしづらいということで、2013年から14年に一回調査がありましたけども、それで佐賀県の実情を調査されたら、どうしてもかたることができないということで、全相殺方式だそうです、これは。じゃ、一筆方式にしたらどうかと。一筆方式になれば一枚一枚の田んぼをしなければいけない、これまた事務もかかるということで、共済事業としてはできないと、今の制度の中では、我が地域はですね。そういうことで、畑作共済事業もかたっていないということで、この共済金も受け取ることができないという、非常に厳しい状況であります。

先ほど、振興課長からありましたけども、唯一あるのが農林漁業セーフティーネット資金であります。これは一応、タマネギが減収したということは、一つ今の時点では対象として該当するのではないかなと言われております。これが0.1%の利率ということでございます。これを用いまして、つなぎ融資とするしかないと思います。

もう一つは、今、佐賀県JAのほうでも検討されているそうでございますけども、減収に対してJAとしてもつなぎ融資をしたいということで御検討されております。その枠についてはどういう形になるか、基本的にはJAに出荷された今までの実績とか、取引とか、そういうものを加味されてされておりますけども、利率もどうするかと今検討をされております、幾らになるかですね。まだ決定はしてございません。

そういうことで、JAの分と先ほどセーフティーネットがつなぎ融資。今回特に、タマネギ農家、若手農家が一生懸命頑張ってくださいっております。若手農家というのは、自分の面積もたくさんしておりますけれども、近所のお年寄りの農薬散布もできないという方々もいらっちゃって、そういう方も作業をしてやって、今回、病気であるということで一生懸命されて、とにかく病気が出ないように、自分の圃場も出ないようにするけども、請け負ってる、おじいちゃん、おばあちゃんがしてる小さな田ん

ばだけでも、それも一緒に同じような思いでしたけれども、本当に全部こういう状況になってしまったと。そういうことで、本当に若手が今落ち込んでおります、意欲。ですから、そういう意味では、減収があったという、そういうことで次にステップを踏もうという意欲が今薄れておりますので、先ほど言いましたセーフティーネットとJAの融資を検討されると。これ利率が発生いたします。本当に少ない利率ですけども、町として、もし救済対策として、この利率に対して、わずかでありまして、助成とかそういうものをしていただくお考えはないでしょうか、町長。

○田島健一町長

議員御指摘のとおり、とにかく私も昨日から申し上げておりますように、農家の皆さんたちの顔色がさえないというのは、見て私も心が痛いところでございます。そういった中で、来年産に向けての動きをしていただかないかんわけでございますけども、資金についても苦しい立場におられるというふうに思います。今後の対策といたしましては、先ほど議員からのお話がありましたように、JAさんであるとかセーフティーネットのお話とか今お話をいただきましたけれども、町としての取り組みにつきましても考えられることはいろいろあるかと思っております。例えば、資金の利子補給の補助であるとか、種子、農薬購入への助成、排水対策への施設、機械等への補助等々、いろいろあるかというふうに思います。これらについては、それぞれ問題点であるとか検討する課題多数ございますので、ここでははっきりとやりますと言うことはできませんけれども、今後、庁舎内で、また県とかJAさんあたりとも相談しながら、検討課題とさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○溝口 誠議員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、共済事業についてお話をしましたけれども、今の制度の中では我が白石町のタマネギの共済を加入するというのは非常に難しいということでございました。そういうことで、今の枠ではできませんけども、このままでは、これが来年度もあつたら大変ですけども、あるという可能性はあるわけですね。ですから、共済をできるよう、救済ができるような事業が、実は国のほうでは、共済事業の中で収入保険制度という制度が今検討されてるそうでございます。

これはどういうことかといへば、青色申告をされた方を対象で、特に作物全品にわたる対象。今までは米、麦ですね。じゃなくて、申告をされたときに所得が幾らだったかということで把握をして補償をしていくという制度を今検討中とお伺いしました。これができれば、白石のタマネギも加入してできるような制度でございます。ということでございました。国のほうで検討されておりますけども、ぜひこういう制度を早くつくっていただいて、農家が安心して経営ができるように、栽培できるようにしていただきたい。そういうことで、特に町長にお願いしたいんですけども、こういう制度を積極的にしていただくように県ないし国に呼びかけをお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○田島健一町長

現在、べと病対策検討委員会の中でもいろいろと議論をさせていただいております。その中であって、短期的なもの、また中・長期的なものという技術的なことについての検討もさせていただいておるわけでございますけども、こういった農家の方々への経済的なことについての支援等についても働きかけをし、そして県また関係機関と一緒にあって国への要望等々についても検討してまいりたいというふうに思います。

○溝口 誠議員

4点目でありますけども、タマネギにかわる基幹野菜の導入について伺いたいと思います。

タマネギが我が白石町で栽培されて約50年になります。同じ作物を50年間つくってきたという歴史がございます。結果としては今こういう状況でございますけども、一つの節目として50年というのはある意味では転換期ではないかなと、そう思います。そういうことで、タマネギをつくるということは今後も続けていくわけでございますけども、タマネギにかわる新作物の選定、これは非常に難しいと思います、我が町に合った。これは農家ですればいいじゃないか、JAですればいいんじゃないかということではありますけれども、そうではなくて、行政も加わって次の作物を選定をする時期に来てるんじゃないかなと、タマネギと併用しながら結構ですので。それは、一つは、なかなかこれだというものはないと思います、今の時点では。けども、そういう情報を集める、収集していく、検討をしていく時期に入ったと思います。

そういうことで、私は、これをしなさいというわけじゃありませんけども、菜の花ファームの若手、9名ですかね、の方が今一生懸命、3年ぐらい前から裏作に菜種をつくって、そして菜種油をつくって加工して販売をするという事業をされてます。これは非常にいいなと思うのは、これ例ですけども、一つは既存の機械でできる、そして設備投資が要らない、そういう条件がある。播種も今の機械でできる、そして収穫も汎用コンバインでできる、今の既存の、大豆の。菜種を刈るときには、オプションで設備をするのに10万円ぐらいかかるそうです、1台に。10万円ぐらいで済むそうです。乾燥も、今の既存の乾燥施設でできると。ですから、設備投資が要らないわけです、新たに何か機械を買うとか。

ただ、難点は、麦の収穫みたいに1日に10町とか5町とかそんなに刈れないと。1町前後が1日精いっぱいだという、能力的にですね、刈り取りが。そのくらいで、今の既存の機械でできると。収益はどうかといえば、補助金もありまして、概算ですけども、大体5万円ぐらい農家に所得がある、これ概算ではっきりわかりません。代表に聞きましたけども、そのくらいあるということでありました。そこそこ収益もございます。そしてまた、今、非常に健康志向で、国産の油というのは好まれます。そういうことで、これをもっと拡大していけば販路もあるんじゃないか、需要もあるんじゃないかなと。もっとそういうことができる、一つの例としてですね、こういう作物を今取り組んであります。

これ以外にもまだあると思います、探せば。そういうものをしっかり、そういう検討をする私は時期に来てるんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○鶴崎俊昭農業振興課長

先ほど、議員がおっしゃいました、タマネギはもちろん生産しながらということでございます。町において昨年策定しました白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも、もうかる農産物の開発、女性や高齢者でも作業のできる体力的に負担の少ない農産物の開発ということを掲げております。これにつきましても、行政だけでそういう開発、研究はもちろんですませんので、JAを含む関係機関の助言等々いただきながら、共同してそういう作物を見つけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

当町には農業試験研究センターがございます。県のほうでもかなり地域農業の振興ということで力を入れていただいて、職員も若干ふやしていただいて充実をさせていただいております。そういうことで、特に農業試験研究センター等も大いに活用をして、連携をとり合ってお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、3点目でありますけども、避難所の安全対策と災害時の行政業務の確保について伺います。

私は、平成25年3月の初めての一般質問のときに、東日本大震災で、あの東京の九段会館での天井落下のことについてお話をしました。そのとき、町内での避難所の非構造物の落下について点検はされているのかということでお伺いいたしました。今回、熊本での地震でも避難所の非構造物が落下をし、また窓ガラスが割れて天井が落ち、避難所として活用ができなかったというところが何カ所かございました。そういうことで、私も25年に質問しましたが、その後どういう点検をされて、どういう状況なのか伺いたいと思います。

○本山隆也総務課長

避難所の安全点検、安全対策の問題でございます。

指定避難所の施設につきましては、その耐震対策につきまして、全ての施設、新耐震基準を満たしていると判断しております。しかし、現在、非構造部材につきましては、耐震診断をもとに耐震工事を実施した施設につきましては非構造部材の耐震対策まで施されておるところでございますけれども、昭和56年以降の建設で耐震診断、耐震工事をする必要がなかった施設は、非構造部材等の耐震対策は十分とは言えないと考えております。施設管理の担当課、協議、調査、点検を行いまして、非構造部材等の耐震対策も実施できるよう検討を進めてまいりたいと思います。

○松尾裕哉学校教育課長

平成25年3月の御質問の中で学校施設に関します御質問があつておりましたので、学校教育課のほうから答弁をさせていただきます。

まず、学校施設につきましては、当該施設の学校職員によります点検、それからま

た学校教育課の担当者、さらには毎年7月ごろに学校教育課、それから学校長、学校の事務職員などで合同で各学校を回りまして、改修の緊急性が高いもの、あるいは補修等が必要なものにつきまして点検を実施いたしまして、次年度に向けての計画を検討させていただいております。

平成25年3月に御質問をいただきました部分でございますが、当時、北明小学校の体育館に屋根が全面に張られておりました。それと、有明西小学校の体育館の中央部分に一部天井があったわけでございますけど、平成26年1月及び2月に非構造部材の耐震化改修工事をそれぞれ完了いたしております。また、平成23年度につきまして、全小・中学校の体育館の照明器具につきまして全て取りかえ工事を実施がございました。それで、その際、落下防止等の対策につきましても全て、平成23年度でございますが、点検もあわせて実施をいたしているところでございます。また、須古小学校の校舎等の件につきましても平成25年3月にお話をさせていただいておったと思いますが、今回、議案審議をお願いをいたしているところでございますが、平成28年度につきまして外壁の改修工事、それから屋上の防水工事、各教室等の照明器具の取りかえ工事等をさせていくことにいたしております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

災害時の避難所が唯一の皆様方が命を守る場所でございますので、しっかり御検討お願いしたいと思っております。

2点目の災害時における行政業務の確保の考えについて、熊本の地震では実は庁舎が壊れまして、特に宇土市役所が、あそこ何階建てでしたかね、上のほうから4階目ぐらいが潰れておまして、そこに一切、地震後、職員が入ることができなかったという状況でございます。その後、宇土市はどうされたかといえば、別の場所で、机と、あとパソコンとか、若干そういうものを持って業務をされたということで、業務ができたのかなって私はそのとき思いました。ああいう中では業務ができなかったと私は思います。

そういうことで、災害時で一番大事なものは、災害に対応し、またその後復旧をするということに関しては、行政の業務がスムーズにできるのが一番大事だと思います。それで、宇土市はそれができなかったということで、正確なことは聞いてませんが、ある村では水道の配管の記録がなかったと。そういうことで、九州、全国から水道の行政マンが応援に来たけれども、どこにどう配管がなってるのか図面がないのでわからないということで、一軒一軒目視で行って、わからないところは掘り出したと言うんですね、配管がどこにあるか。非常に手間をとったというお話がございました。

そういうことで、私が言いたいのは、行政業務の資料のデータの確保ということで、基本的な住民台帳とか、そういうものは県のほうかどっかで出してあると伺いました。それはそれでいいと思っておりますけども、あと白石町においての各業務のノウハウというんですか、そういうことを災害時に本町だけじゃなくて分散化をするということで、データを別に分散するというのは、保管とかいろんなセキュリティーの面で大変なこととは思いますが、それをクリアして分散化をしておく。そうしないと、いざ

そういうときに、先ほど言いましたように、なったときに業務ができない、対応ができないという状況で、その件についてどういう対応されるのか伺いたいと思います。

○本山隆也総務課長

まず、宇土市には大変お気の毒と思っております。宇土市の庁舎、昭和40年につくられ、50年を経過している、老朽している施設となっております。また、テレビでごらんのとおり、デザインのにもすぐれてると申しますか、特異なデザインで、そういった面で平成15年に耐震診断をなされたわけですけれども、そのときには震度6強の地震で大きな災害を受ける可能性があるという既に診断され、庁舎検討委員会が27年に設立され、建てかえということで発足された間際の震災であったというふうに認識しております。

議員おっしゃられる庁舎におけるデータ、重要書類の管理であります。本町におけます広域電算あるいは庁舎の戸籍、住基台帳、それから建設の設計関係、それから福祉関係、税、建設データにおきましては、町が管理しまして県内のデータセンターに保管しておるところでございます。また、杵藤広域の3市3町ではお互いのデータを共有いたしまして、その町がやられても、あとの3市3町で保管するというふうなバックデータの対応をお互いに持ち合っているところがございます。また、庁舎内の重要書類につきましては1階から3階にございます耐震の書庫に保管、それからまた住民課、会計室におきましては耐火倉庫等での保存、管理ということで、そういった面での対応をしているところがございます。

以上であります。

○溝口 誠議員

対応をしてくださっているということでございますけれども、業務に関して、詳しくは私は要らないと思いますけれども、最低必要な、業務に支障がない程度のこういうデータを確保していくということも大事じゃないかと。今、そんなに前みたいに資料、ICT化されてますので、非常にコンパクトにできると思いますので、必要最小限度を御検討されて、災害があったときに住民生活に支障を来さないような方策もしっかり御検討をしていただきたい。何かあるかわかりませんので、そこら辺の対応もお願いをし、私の一般質問とさせていただきます。

○白武 悟議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時38分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。久原房義議員。

○久原房義議員

議長より一般質問の許可をいただきましたので、7番目でございますけども、一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回の一般質問につきましては、2項目の点についてお尋ねをいたしております。まず、第1番目にはタマネギの不作への対応についてということと、2番目には防災情報伝達施設整備事業についてという、2点でお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、タマネギの不作への対応ということにつきましては、前者3名の方から今回のタマネギの不作に対してのいろんな原因の究明でありますとか、あるいは今後の対策、そういったことについてる質疑がなされておりますので、できるだけ重複は避けたいというふうに思っております。

今回のタマネギの不作につきましては、白石農業の根幹である第1の特産でございますタマネギが非常に壊滅的な被害に遭ったということでございます。私も白石タマネギの発祥の地、福富地域の北区の出身でございますが、先人たちが先進地である淡路島に出かけて、栽培農家に泊まり込みで一生懸命研修を重ねられて、それから昭和37年から始まったというふうに聞いております。私の地域の公民館の敷地には、白石タマネギの発祥の地の記念碑も建立をされております。その碑文等も見ておりますと、その当時は水田裏作でなかなか思うような収入が上がらなかったということで、何かないかということでいろいろ模索をされた中で行き着いたのがタマネギであったということでございます。

当時は、ほとんどが裏作ということになりますと麦でありましたけども、麦以上に所得が上がるものということで先人の皆さんが築き上げられてきたわけでございますが、今日まで約55年間、栽培を続けられております。70代あるいは80代の方々は当初から作付をされておまして、55年タマネギをつくるけども、こういう被害は初めてだということで、非常に落胆をされております。今日まで、白石農業の中でもタマネギの功績というのは非常に大きいものがあつたというふうに思っております。また、消費地におきましてもぜひ白石タマネギが欲しいということで、銘柄も確立しながら今日まで来ておるわけでございますけども、ことしの大被害については本当に残念でなりません。

しかしながら、全滅とまでは行ってないということでございます。一部の方の圃場では立派なタマネギもつくられております。そういったもの等を今後、農業振興課長も言われておりますように、いろいろ勉強しながら今後役に立てていきたいということでございますが、立派な栽培者もおられるわけですので、これは再生は可能だというふうに思っております。ただ、今日に至ったいろんな原因の追求あるいは反省を踏まえながら、ぜひ来年以降に向けてしっかりと、これは官民挙げてひとつ取り組まなければいけない、私たちの町の大きな使命じゃなかろうかというふうに思っております。

その中で、原因究明とか、あるいは技術的な対策については今までも何回も質問なされておりますので、省略をさせていただきますけども、今後の取り組みの中で、特に種子の申し込みが間近に迫っております。そういう中で、栽培農家の皆さんは来年の作付はどうしようかということで、今、非常に悩んでおられるわけですね、種

子の申し込みを減らそうかどうかと。そこが一番の私は問題じゃなかろうかというふうに思っております。そこで、県、町挙げて作付に対しての意欲の喚起、これを早急にやらないと、遅くなつては手おくれになるわけですね。

ですから、今回、補正予算あたりでも出ておればよかったです、次は定例会が9月ということになりますと、補正予算が、生産者の意欲を喚起するための施策が手おくれになるという感じを持ちます。できれば臨時会でも開いて、今までどおりの作付をやっていたらこうと、そういう取り組みがまずは大事ではないかなというふうに思っております。そこで、町長も先ほどの答弁で、いろんな助成等も検討課題として考えておるといような答弁もあっておりましたけども、再度でございますけども、早急に意欲を喚起するための施策を取り組まない手おくれになるという感もいたしますので、そのことについてまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○田島健一町長

タマネギの不作についての御質問は、前の議員の折もお答えをしたところでございますけども、既に県も入れたところでの佐賀県タマネギベと病対策会議を設置し、議論をしてるところでございます、その組織の中にはワーキンググループもつくっていろいろと議論をしていただくようにいたしております。

そういった中で、短期的なもの、そしてまた中・長期的なものについて議論をし、短期的なものについてはことしの秋からの種まき、植えつけに向け、29年産に向けての取り組みというふうになるわけでございますけども、先ほど議員言われるように、その対策ということじゃなくて、もっと生産者が今回の28年産の不作でどうしようかと迷っていらっしゃる方たちに対しての意欲喚起をするための施策、方策を打ち出すべきではないかという御質問でございますけども、先ほどもお答えいたしましたけども、今後検討するにいたしましても、先ほど申し上げました佐賀県タマネギベと病対策会議の中でもある程度の筋道を立てながら、そして行政として経済的な支援というやつも考えていかないかんやろうというふうに思っています。そういった中においては、農協や県、また議会の皆さんたちとも議論をしながら、その方策についてもしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○久原房義議員

しっかりとわかりましたけども、これは早急にということをお願いしたいわけですが、いつぐらいまでに、できるだけ早いほうがいいと思ひますけども、めどとしていつぐらいまでを考えておられるか、その辺お伺ひします。

○田島健一町長

既に6月も半ばに入っているとございまして、種子の申し込みは既にあるかと思ひます。種まきが9月の下旬に始まるわけでございますので、私どもといたしましても対策会議である程度のことが見えてこない、つくってくださいと言っても、何も解決策もないままにつくるとやというふうじゃなくて、ある程度、こういうことがありますので大丈夫ですよ、そういうことですのでぜひお願いいたしますということ

で裏づけといいますかね、そこら辺も少しは見えてこないとだめじゃないかなというふうにも思います。

そういったことから、先ほど私はべと病対策会議の中でもある程度という発言をさせていただきましたけども、これも早目にやっていただくようにして、早くといっても、きょうは6月の中旬でございますので、種まきの前までにはやらないかんというふうには私は思ってますけども、種子の申し込みというのは既にされてるんじゃないかと思うんですけども、とにかく種まき前までにはやりたいというふうに思っております。

○久原房義議員

既にタマネギの種子の注文等が取りまとめがあると思っておりますから、一日でも早い段階で、とにかく生産者の皆さんが、今、確かに意欲が減退されております。しかしながら、立派な栽培者の中にはおられるわけですので、そういったもの等をいろいろ分析をしながら、まだまだ白石ではタマネギができるんだという、確たるものというのは非常に難しい面もあるでしょうけども、とにかく意欲につながる施策を一日も早くひとつ打ち出していただいて、何とか白石のタマネギが責任産地としての役割が果たせるようお願いをいたしておきたいと思っております。

それともう一つは、前者の中でもございましたけども、今の栽培農家の方は、ウエートの違いはいろいろありますけども、かなりの部分をタマネギにかけておる皆さんも非常におられるわけですね。そういった方々については、ことし一年どうして暮らそうかというような非常に悲痛な声も聞くわけでもございます。そういった中で、先ほども資金の面とかいろいろお話しありましたが、例えば生活することさえ大変だと、その上に昨年の所得分の税金の納税もしていかなばいかなんということ、この辺の、税務課長にお尋ねしますけども、税金のどうしても厳しいという方々に対しての対応策、その辺は何か考えられておるものがあれば、お答えいただきたいと思っております。

○木下信博税務課長

今回のタマネギのべと病ということで収入が懸念されてるということでございます。

28年度の集合徴収につきましては、現在、納税通知書の発送準備をいたしております。間もなく発送をする予定ということで進めているところでございます。集合徴収につきましては、6月を第1期としまして、翌年の3月までの10回にわたって納付のほうをお願いすることとなります。当然、納期限というのがありまして、各期ごとに納期限というのがございます。所得に係る税といたしましては、住民税、それと国民健康保険税が所得に関連して税額を決定するものであります。今回の28年度の税につきましては、27年分の所得に対しまして課税を行ってるところでございます。28年の分につきましては、翌年、29年度に課税をする、そのためには事業所得である農業所得につきましては確定申告をしていただいて、その確定申告に基づいて課税をしていくということになります。

議員おっしゃられます、ことしの納税のほうが非常にきついということの場合にと

いうことをごさいますけど、税についての減免ということは非常に難しいと思っております。もし、納期限を迫られて納めることが非常に難しいということをごさいますたら、町の税務課のほうに納税相談ということで来ていただいて、その中で税の職員と納税者の方で相談をしていく、そういったところで解決策といいますか、それをしていきたいと思っております。場合によりましては、平成26年度から実施しておりますファイナンシャルプランニング相談というのも行っていますので、その辺に進んでいくこともあるかと思っております。

以上です。

○久原房義議員

できるだけ納税はしていただきたいわけをごさいますけども、どうしても厳しいという方々については適切なひとつ対応をお願いしておきたいというふうに思います。

タマネギにつきましては以上で終わりたいと思っております。

次に、2項をごさいますけど、防災情報伝達施設整備事業についてということをごさいます。

まず、第1番目には、戸別受信機の希望状況についてということのお尋ねを実はしたかったわけをごさいますけど、今、駐在員さん、区長さんのほうでまだ取りまとめ中だということをごさいますので、このことについては結構をごさいます。

ただ、希望の状況というのは、推察します中では大部分の方は希望されるんじゃないかなという期待はしておるわけでもございまして、今、区長さんあるいは駐在員の皆さんでいろいろ意向調査をやっていただいておりますが、その中でいろんな問題点が指摘がされておるようでごさいます。

既にJAさんのほうでは告知放送の端末機の設置がされておりますけども、この件数がことしの3月末時点で2,054件あるそうでごさいます。意向調査の段階ですけども、その中でいろんな問題点が上がっておるということでごさいますけども、これはケーブルテレビとか、あるいはケーブル電話とか、インターネットとか、いろいろ設置をされておるところもございまして、設置をされてないところももちろんございまして。そういった中で、既にJAの端末機を設置してある方々からのいろんな声をごさいますけども、行政のほうで端末機を設置をしてもらえらんだらJAの告知放送は解約をしたいというような声もあるそうでごさいます。そうなりますと、JAさんも非常に運営上困ると。

JAさんでつけてある端末機が1個7,600円相当するそうでごさいます。それにまた工事代が7,810円、これ合わせて1万5,410円はJAさんが負担をして、そして端末機の使用料が年額4,800円でごさいますけども、使用料から工事費、端末機の償還をやっておるということでごさいますから、行政のほうで端末機をつけてくれるんだらJAさんのものは解約をしたいとか、あるいはJAさんの端末機がもし故障をしたときに、その対応はどちらがしてくれるんだらどうかとか、あるいは行政のほうで無償でつけてくれるならば、JAさんのものもつけておるけども、2台目をぜひつけてみたいと。これは無償ですので、当然そういう希望は出てくるかなと思っております。

あるいは、最近、若い世代の方では2世帯住宅が大分ふえてきておりますけども、

こういった2世帯住宅への対応はどうか。それから、告知放送だけを設置をされた方も中にはいらっしゃる。その場合は2万1,000円の契約者が負担をされておると。そういうふうなことのいろいろな問題点が出ておるとございませうけども、その辺についての見解はいかがなものでしょう。

○本山隆也総務課長

ただいま町内において緊急放送の端末機の設置について意向調査をしているところでございます。現在、駐在員の皆様に、回収を行いまして次の6月の駐在員会までにお願ひしますというふうなことでお願ひしておるところでございます。

防災情報の伝達につきましては、町が行いました整備事業に伴いまして防災行政無線もつけたわけでございませうけれども、聞こえづらさということがございまして、また聞こえないということもございまして、さまざまな御意見を伺いながら、平成27年度中に防災情報システムの検討委員会、昨年度立ち上げさせていただきました、11名の皆様において検討していただきました。副町長を先頭、委員長にいたしまして、町議会からの代表の方、それから駐在員会、民生委員会、老人クラブ、地域婦人連絡協議会の代表の方、PTA、社会福祉協議会、それから総務課長、企画財政課長、長寿社会課長、関係課長、11名によりまして1年間検討いたしまして、3回程度の会議を持ちまして、そして結論を出して、その方針を出していただいたところでございます。

その中で、有線によります伝達をしたほうが確実という結論に達し、ケーブル網を使いまして緊急放送の伝達を行うという方針にのっとり、JAさんが設置しておられるJAの端末機にも、せっかくありますので、ぜひ同じシステムを使い、そこに流させていただきますという、検討委員会からもいただいておりますので、JA端末機があります皆様へのとりあえずの連絡ということで、すぐさまJA本所のほうに行きまして、関係者の皆様に、こういう方針が出ており、町としてもこの方針にのっとり対応してまいりますのでよろしくという御挨拶のもと、それからまた3回程度の打ち合わせなども行わせていただきました。JA様の私が感ずる印象としましては、ぜひこういった緊急放送が流れることに対してはありがたい、本当いいことであるというふうに感じ取ったところでございます。

しかし、その後、さまざまなJA会員様の状況が判明と申しますか、さまざまな議員おっしゃる状況がなされてまいったところでございます。こういった町が行う緊急放送に関しては、火災や台風接近時の避難場所の設置放送など緊急時の伝達でございます。そういった場合、JAさんの設置してある端末機がまずある中、さまざまなおうちの状況によりまして後継者がなかなかいないとか、そういった場合、JAさんのものを解約して緊急の端末機を希望する、そういった場合にはJAさんのはそのままというわけにはまいりませんので、所有者であるJAさんのほうに返して、回収というふうになってまいるかと思っております。そして、ケーブル接続部分もございませうけれども、基本的にはJAさんの端末機はJAさんの所有のところにお返しいただき、町の分が設置になるのではないかとこのように考えております。

2つ目のJA端末機の故障の場合でございます。通常、JAさんの農事放送等も流れたJA所有の端末機が故障した場合、そこに町の緊急情報も流させてもらっており

ますので、その部分の考え方でございます。JAの端末機に町もお世話になりようもんやけんが、故障したらどがんるとかという、そういう感じじゃないかと思いません。なかなか難しい面もございますけれども、基本的な考え方としては、情報伝達は行いますけれども、所有物としての端末機についてはJAさんの管理でお願いしたい、これが現在の基本的な考え方でございます。

それから、3つ目といたしまして2台目の設置ということでございます。現在の世帯に関して言いましても、母屋にお父さん、お母さんがいてあって、そしてまた隣に息子夫婦と申しますか、同じ一世帯ではございますけれども、そういった感じで緊急放送が聞けないという場合の件でございます。基本的には、1世帯1つというふうに考えておりましたけれども、今現在アンケートをとる中で、駐在員様を通して、あるいは直接、住民の皆様からさまざまな御意見をいただいております。これで緊急の伝達ができるのかということも私たちも再考をしているところでございます。それを踏まえまして、2台目、あるいは1世帯でありながら離れた寝床と申しますか、食事する場所、そういったところで主となる者に伝達が行かない部分については1世帯1台でいいのかということは、今現在、その御意見を賜りながら再考しているところでございます。

それから、グリーンネット、JAの端末機をつけてなさっているところに町の緊急告知放送の端末機もどうかということでございます。その件につきましても、当初、検討委員会では、JAさんの端末機がせっかくございますので、同じシステムを使って流したいということもございましたけれども、さまざまな御意見をいただきながら、その件に関しても今現在、再度検討を行おうとしているところでございます。グリーンネットと申しますか、JAの端末が、どうしても朝御飯、昼御飯、夕御飯のときに流れる、おおむね台所とか、そうしたところがございます。しかし、実際、緊急放送を流す場合についてそこでいいのかということもございまして、繰り返しになりますけれども、設置場所について、JAさんの端末機のある場所以外にも設置の可能性についても再度検討しているところでございます。

何分、今、アンケートをとりまして、回収後、そしてその内容も精査し、私たちが行おうとする緊急放送の伝達についていい形で事業ができればというふうに考えております。

以上であります。

○久原房義議員

緊急放送の端末機自体は非常に結構なことだというふうに思っております。以前から、ぜひJAさんがこういう事業をされるので行政も一体になってやったほうがいいんじゃないかという、ほかの議員からも数多くそういった意見があったというふうに思っております。しかしながら、その時点では、いや、町では取り組みませんということですと来て、それでもなお屋外のスピーカーからはなかなかうまく聞き取れないという苦情が絶えなかったわけで、田島町政になってからやっと、何とか検討しましょうということまで今日に至っておりますけれども、事業に取り組むこと自体は非常にいいことだというふうに思っておりますけれども、ただ直接末端に入りますと、さまざま

まな問題点が、いろいろ指摘が来ておるといふことをごさいます。

どうか、この件についてはJ Aさんとも十分調整をとりながら、このことについては非常に大事な事業だといふふうに認識をいたしておりますので、十分調整の上で、また住民の皆さんに決して不公平がないような形で、いいことでも、どうも不公平があつたりなんかしますといふいろいろ禍根が残るわけをごさいますから、十分その辺は調整をとりながら、しかも公平性が保てる形で推進をやっていただくようお願いしておきたいといふふうに思ひます。

大分時間残っておりますが、タマネギの件では前者いろいろ申されましたので、かなり省略をさせていただきます。そういうことで、時間残っておりますが、私の質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

○白武 悟議長

これで久原房義議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

13時50分 休憩

14時05分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

一般質問も2日目に入り、私で8人目です。しかも、昼から2番目で、お疲れだと思ひますが、気合いを入れて一生懸命に一般質問をします。

きのうの夜は緊張で眠ることができませんでした。4月から課長になられた皆さんも緊張されると思ひますが、安心してください、私の質問では新しくなられた課長さんへの答弁はないと思ひます。が、気を緩めずに、関連で質問することがあるかもわかりません。私の質問は簡潔で短いです。しかし、執行部からの答弁は、町民の方も視聴されていますので、詳しく明朗に、時間は気にせずお願いします。

少し長くなりましたが、議長の許可を得ましたので、平成28年6月定例議会の一般質問をいたします。

今回は、大きく3項目について質問します。

1項目め、個性豊かですぐれた人材の育成について、平成26年度に福富小学校からスタートしたコミュニティ・スクールについて、その成果についてお伺ひします。

○松尾裕哉学校教育課長

それでは、26年度から福富小学校からスタートいたしましたコミュニティ・スクールの成果について答弁をさせていただきます。

コミュニティ・スクールにつきましては、文部科学省の補助金も活用しながら平成26年度から取り組み、今年度は、町内全小・中学校を学校運営協議会設置校に指定を

いたしまして推進をしているところでございます。

平成26年度の福富小学校のコミュニティ・スクールの取り組みでございしますが、町内で初めての取り組みでもございましたので、まずパンフレット等を作成をいたしまして児童の様子を校区の方々にお知らせするなど、情宣活動にも力を入れながら行われてまいりました。保護者や地域の方々に学校支援サポーターとしてかかわっていただいたことで、保護者や地域の方々の関心が高まりつつあると思っております。昨年、開催をされました福富小学校のふるさと福富みな大家族フェスティバルにおきましては、地域の方々に学び、地域のよさを知る触れ合い体験コーナーを実施をされまして、ふだんの生活では体験できない活動、わら細工、生け花、茶道、絵手紙、太鼓等を地域の方々から教えていただくことができしております。

小中連携では、中学校の体育祭に小学生が走り、小学校の運動会では中学校の陸上部がリレーを披露いたしております。また、昨年の中学校の文化祭におきましては小学6年生が群読に参加をいたしました。そのために中学校の国語の先生が小学校に出向き、指導をされております。また、福富中学校では、昨年の町民体育大会に中学3年生全員がスタッフとして参加をいたしております。

北明小学校及び有明中学校につきましては平成27年当初から、そのほかの学校につきましては平成27年度の中途から準備を進めまして、平成28年度から全ての小・中学校に学校運営協議会が設置をされております。福富小学校が学校評価でアンケートを行われておりますが、地域との連携についてということで、約94%の方から、できている、大体できているというふうな答えがあっておりますし、コミュニティ・スクールにおきまして地域のおじいさん、おばあさんも学校に入りやすく、行事などに興味を持ってもらえているのではないかとといった意見もあっているということでございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

94%ができてるということで答えをもらっているということです。平成28年度から町内全ての小・中学校にコミュニティ・スクールを導入しましたが、本町の教育にどのような効果を期待するのか、その狙いをお伺いしたいと思います。

○北村喜久次教育長

本年度からコミュニティ・スクールを全ての小・中学校で導入をしましたが、その効果の期待と狙いについて質問をお受けしました。

白石町の基本理念「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」、そして平成27年度から6カ年計画で進められております白石町総合計画と連動して、今回、町内全ての小・中学校にコミュニティ・スクールを導入しております。その狙いは、学校、家庭、地域の3者が協働して子供を育てる体制づくり、組織づくりを行うことで、地域とともにある学校の実現を図ることにあります。

子供たちを取り巻く教育環境は、皆さん御承知のように、近年大きく変化してきております。これは全国的な傾向ですけれど、学校では核家族の増加や家族形態の変化、

子供の遊び方の変化などの影響から、小学校での基本的な生活習慣や集団行動等の指導が大変困難になってきております。家庭では、隣近所や各地区などのつながりが薄れ、子育てに不安や悩みを抱える保護者や孤独感を募らせておられる保護者が増加しているというふうな報告がいろんところで散見されます。さらに、声かけ事案等の犯罪やささいなトラブルが増加しており、地区行事の減少や参加率の低下などの影響から、お互いに挨拶や会話を交わして子供たちと触れ合う機会が失われつつあります。

これは全国的な傾向ですが、白石町においてもこのような傾向が少しずつですが見られるのは、これは事実です。しかし、まだまだ本町は、お互いを気遣うきずなの深さ、教育基盤の確かさは残っています。そこで、コミュニティ・スクール導入により、保護者、地域住民が学校の応援団として一緒に学校への支援活動を行ったり、児童・生徒が地域の行事に参画したりと、双方向の教育活動が展開されることとなります。日常の教育活動がより効果的に展開でき、学校、家庭、地域の結びつきを強めていく役割を担っていると言えます。この取り組みを通して町民挙げての教育意識が浸透し、地域全体の活性化、よりよいまちづくりにつながると考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

最近の教育環境の難しい時代が来たということで、学校、家庭、地域の3者が取り組み、コミュニティ・スクールをしていくという考えだと思います。

教職員の異動で交付式が4月1日に行われ、町内の小・中学校に6名の新しい校長先生が赴任されました。新しい校長先生に対してのコミュニティ・スクールに対しての理解はどのようにされたのか、お伺いいたします。

○石橋佳樹主任指導主事

私のほうから答弁させていただきます。

御質問は、新しい校長先生への理解ということでございますが、新しい校長先生に限らず、町内全ての小・中学校教職員、もしくはPTAの方々、そういった方々の理解を得るためにこれまで行ってきたことも含めてお答えいたします。

全部で5つございます。

1つ目ですが、まず4月期の学校長会で、町内11小・中学校長に教育長から、コミュニティ・スクール導入の目的、進める上での着眼点について話をしました。

2つ目です。4月下旬から5月連休前にかけて、各小・中学校でPTA総会という場が設けられます。その場で、私ども学校教育課担当が学校のほうに出向いて、保護者に向けての説明を行っております。このときに学校関係者も同席しております。5分から10分ほど、パンフレットを配布して説明を行いました。

3つ目です。コミュニティ・スクール導入に当たり、学校運営協議会というものがこれから年間数回開かれていくわけですが、その第1回目が各小・中学校で行われております。これも4月から5月、6月にかけて各小・中学校で行ったわけですが、その会の冒頭で教育委員会から説明を行っております。

4点目です。5月18日ですが、町教育委員会、そして庁内の管理職、そして関係職

員を含め17名で、春日市教育委員会、また春日野小学校の先進地視察をいたしました。もう10年以上取り組みを続けられてるところなんです、そこを実際に現地を訪れて、目で見て、実際の経験談を聞くことができました。このときに新任の校長先生は、当視察に6名中4名さん参加されております。

最後、5点目です。先日、5月25日、白石町の教育研究会というのがございますが、その全員集会の場で町内全教職員に向けての趣旨説明を行いました。20分程度、話をさせていただいております。

このように、これまでいろんな立場の方へ向けてそれぞれの場で趣旨説明を行ってきております。当然、これからも続けていく次第です。新任の校長先生には、ほぼ今回の導入の趣旨、活動に関する理解はいただいているものと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

視察先の春日市ですけど、私たち文教厚生委員会もこちらのほうに視察に行つて勉強してきました。確かに、コミュニティ・スクールに関して先進地ということで、大変勉強になりました。

実は、先日、須古地区で須古歴史観光振興会の総会が行われました。この会の事務局長は内野議員がなされております。また、総会には教育長も出席され、町長の代理の方も出席されて、私も観光推進協議会の議員として出席をしました。総会において、活動方針として、須古の歴史、神社、祭りなどを学び、それを地域の大人や子供たちに生涯学習やコミュニティ・スクールを通じて広めていくことで地域全体の郷土愛を育てていくとありましたが、教育長も出席されておりましたので、この見解についてお伺いしたいと思います。

○北村喜久次教育長

郷土の歴史や祭り等を学び、それを地域や子供たちに広めて地域全体で育てていくことを目的とされた須古地区有志の方々への取り組みに対しては、心より敬服しております。伝統と文化を尊重し、それを育ててきた郷土を愛することは、教育基本法の教育の目標の一つにも示されております。郷土を愛することが、国や他の国を大切に思うこと、ひいてはその中で生きるみずからも大切に思うこと、そのことから命を大切にすることにもつながっていくものと考えます。この取り組みのさらなる発展と、他地区での取り組みも期待をしております。

郷土愛を育てるには2つの大切なことがあるかに思います。一つは、地域を知るといふ知識の面ですね。この点では、学校教育の中で重要な役割を果たす部分があるんですが、小学校の3、4年生の社会科、ここで、我が町白石、自分が住んでいる町や地域について詳しく学習する時間があります。この中で大きな役割を担うのが、皆様方も御存じかと思いますが、私たちの白石町という、この副読本ですね。平成23年度に、白石、福富、有明、3地区を網羅した資料をつくっていただいております。現在は平成26年度に改編した第2版を使用しておりますけど、町内の全ての小学生、3年生全員に配付して学習に活用してるわけですが、歴史のこと、神社のこと、祭りのこと、

それにかかわってる人々のこと、干拓と伝統的なこと、それにかかわった人物のこと等々いろいろとまとめてもらってますので、子供たちはもちろん、大人の皆さんにとっても大変学べるものが多いものと思っております。このような学習を通して、郷土の物、人、事について教室等で学んで、基本的な知識をしっかりと持つというのがまず第1に大切なことかなと思っております。

次に大切なことは、知識だけではなく、そのことをいかに体験するかというのが2つ目にある大切なものかと思えます。私たちの郷土愛は、家族や友達と一緒にあの祭りに参加した、あるいは友達と放課後や休みの日に境内で遊んだ、あるいは潟に遊びに行った、そういった具体的な身体を通した体験活動に育まれるものが多いと思えます。単なる知識だけではなかなかそうはいきませんですね。そういう意味で、町内にも昔から伝わるいろんな行事等ありますが、私は、自分のところの行事一つにしても形だけが残っていて、一体それが何のために行われてきたのかというのがどっか置き去りにされて、単なる飲み会になってしまっておったり、参加する人も目的もわからず、ただ何となく、渋々というようなところも実際に見られます。

そういう意味で、コミュニティ・スクールをスタートいたしますけど、地域、学校、連携をして、こういったことにもしっかりと光が当たっていけばというふうに考えております。学校でも、レンコン掘り体験とか、あるいは子供浮立であるとか、いろんなことを考えて、地域の方の応援をいただいて、子供たちに郷土にかかわる体験をさせようという工夫をしていただいているところです。コミュニティ・スクールの導入をきっかけに、このことがさらに深く、意味あるものとして進展してくれたらなと願うものです。

最後に、こうした教育を進めていくためにも、保護者や地域の理解、協力が欠かせません。その意味でも、今年度から導入するコミュニティ・スクールは、各校区の郷土愛育成に大きな推進力となるであろうと考えておるところでございます。

○前田弘次郎議員

私も教育長と同感で、須古歴史観光振興会がさらなる発展し、また他の地域に発展していくことを私も考えております。

それでは次に、2項目めの生活基盤の充実について、婚活サポートの成果についての現在の状況をお伺いします。

○井崎直樹企画財政課長

平成26年7月に白石町婚活サポート事業がスタートして、間もなく2年が経過しようとしております。これまでの婚活サポート事業の成果については、結婚まで至ったのが1組、交際継続中の方が2組です。なお、サポーターによる引き合わせは20組近くあります。うち半数のカップルが交際まで至っております。

結婚という実を結ぶまでには時間がかかります。畑を耕し、種をまき、水をやり、芽が出て花が咲き、実が実ることを考えますと、温かく見守ることが必要だと感じています。今年度第1回目のサポーター情報交換会においても、焦らずこつこつと、信頼関係を大切にしながら活動していこうと確認したところです。今回、成婚者が出た

ことにより、サポーターさんたちの機運も高まっているようです。今まで以上に力強く結婚希望者の背中を押してもらえるものと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

1組の成婚者が出たということで、一步前進かなと思います。そこで、町長にお伺いしますが、現在は結婚推進対策として婚活サポート事業が実施されています。安倍政権では、三本の矢として政策が行われています。町の事業として第1の矢が婚活サポート事業なら、次の第2の矢、第3の矢として今後の事業のお考えはないでしょうか、お伺いします。

○田島健一町長

婚活サポートについての第1の矢、その次の第2の矢、第3の矢はというようなお話でございました。

先ほど、課長が申し上げましたように、婚活サポート事業というのは早急に成果が出るものではないというふうな思うところがございます。先ほど来、1組が完成し、また交際中の方もいらっしゃるということでございます。そういった中において、2年間の過ぎたということで、サポーターの方々も2年間の任期が切れまして、新しい2期目のサポーターの募集を行ったところでございます。

行ったところ、新たに応募してくださった方々、いろんな方がいらっしゃいます。紹介いたしますと、白石町の発展のために少しでも役に立てるならばと、よい人を紹介してと声をかけられることが多いという女性の方から、またいろんなチャンスを通じて一組でも多くのカップルが誕生し、結婚され、子供の誕生ができればと願い、これまでの経験を生かし、地域に恩返しをできればという60歳の女性の方、また住みよい町となるよう、出会い、交流の場を提供できるようにしたい、結婚しなければならぬとは思わない、けど結婚することによっていいこともあるのではないかと考えておられる40歳の男性の方、人と人との御縁をつなぐお手伝いが少しでもできればという30歳の男性から、地元で仕事をすると出会いが少なくなり、年を重ねるとなおさらのこと出会いがなく、結婚が難しいと悩みを抱えておられる人たちのために微力ながら協力したいという方、38歳のときに結婚された40歳代の方から、さまざまな理由をお持ちの婚活サポート事業に理解と熱意のある方からの申し込みがありましたので、ボランティア白石町婚活サポーターが前回の17名から23名にふえたところでございます。結婚希望者の情報を幅広く共有しながら活動していただいております。

このように、第1の矢、第1回目のスタートをさせたところでございますけれども、引き続きこの活動をもっともっと町全体に広げていく、最初の17名だけでなく、これが20名から30名、40名、50名、そして町内の至るところにサポーターの方がいらっしゃいますということを広げていけたらいいなというふうに思います。

先日、うちの職員から聞いた話ですけど、サポーターの方がたまたま買い物をされていた。そのときに、ちょっと見かけたらしいんですけど、その方がサポーターの方

ということがわかっていらっしゃったと思いますけども、自分のところの子供に何か紹介してくれんですかと言うのを見かけたと言うんですね。そういうことがどんどんどんどん広がっていけば機会が出てくるのかなというふうに思います。そういうことからして、まだ2年しかたっておりませんので、サポーター事業をそのまま、まずはもう少しやらせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○前田弘次郎議員

サポーターの方が23名になられたということで、第2、第3の形ということで町長から答弁をいただきましたが、今回、私が結婚推進対策の事業を質問した根拠は、町内全ての独身の方々を婚活サポートの方で把握するには無理があるんじゃないかと。そこで、町内において独身の方々の婚活サポートに登録されていない方々、以外の方でも何かイベントをして、集まって、登録されてる方も一緒にやっていくようなイベントを考えてはいかがかと考えております。今までイベントをやるときに、いろんな団体にお任せではありませんが、されてると思います。そういうことではなく、町の職員の企画財政課だけではなく、縦割りをのこして、職員、若い方も含めて、婚活に向けてどういうことをやっていこうかという意見が出るような場をつくって今後の婚活サポートを考えていただけるような考えはないでしょうか、お伺いします。

○田島健一町長

これまでも婚活サポーターの皆さんたちのお力でいろんなイベントをやらせてもいただいております。また、農協さんとの協賛といいますか、白石地区農協の青年部主催で開催された婚活イベント、白石町さが段階チャレンジ交付金を活用したイベントも実施をしたところでございます。

いろいろイベントを行った後には、サポーターの方々が反省会もされてるというふうに聞いております。今、やられているイベントというのは、バーベキューとかいろんなことをやられておりますけども、食べるというところでお客さんみたいにして来られるわけでございますけども、周りの人たちが一生懸命料理とかなんとかかしていただいても、食べるお客さんということでいらっしゃる、だったら余り親密感が湧いてこない。自分から行動していかないかん。あるサポーターの方に聞くと、2人とかグループで親近感をもっともっととれるようなイベントというのを何かしら考えていかないかんやろうというようなことも言われております。

そういった中で、今、議員から御提案がありました町職員こぞってそういったものに入ってやってくれというようなお話でございましたのも、そういうことも、町職員を巻き込んだ形でも結構でございますけども、そのときにどんなことをしてやろうかと。例えば、食べるということじゃなくて、何か体を動かして手をさわることができるとか、そういう何かをする。例えば、今、手を握るというのはダンスとかなんとかというのもあるわけでございますけども、何か新しいアイデアを持ってやればなというふうに思います。

聞くとところによりますと、今度、サポーターの方がメンバーの人たちにお声かけをして、熊本に被災のボランティアに行くということを企画されてるようでございます。

先日、私どもは熊本に行ってまいりましたけども、そのときに、芋畑でまだ芋が植えられてない、マルチを張っただけというのがたくさんあったんですけど、村長さんとも言われておりましたけども、まだまだ芋が植えられてないということで、多分芋の植えつけ作業に行かれるかというふうに思いますけども、そういうことで一緒に植えつけをしたり、横に並びながらずっと植えつけていくときにお話ができたり、そういったことが親近感が湧くんじゃないかな、そしてまたそういった中で相手さんの人となりというものもある程度見えてくるかなというところもあるかと思います。そういったことから、食べるを主にするんじゃないくて、何か違った意味での行動も今後検討していかないかなかなというふうに思っているところでございます。

○前田弘次郎議員

先日、企画財政課長と婚活サポートのことでお話をしたときに、私たちの年代はがつがつしてたと。今の若い人たちはがつがつがないねということで課長さんとお話をしたところです。その辺、町長も今言われたように、食べるだけじゃなく、そういった感じで婚活サポートを進めていただきたいと思います。

それでは、3項目めの安全・安心な生活環境の整備についてお伺いします。

熊本県において、平成28年4月14日21時26分に最大震度が6強の地震が発生し、16日の1時25分には震度7の地震があり、死者49名、関連死疑い20名、現在も行方不明者1名、負傷者においては1,684名に上る熊本震災が発生しました。亡くなられた方々には哀悼の意を表します。また、行方不明の大学1年生の一日でも早い発見を望んでおります。

避難者の数は、4月17日の時点で18万3,882名と発表されました。現在でも多数の避難者が不自由な生活をされている現状です。この熊本震災を受けて、今後の本町の考えをお伺いします。

また、ボランティアを受け入れる事態になったときの体制整備についてお伺いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

今回の熊本地震の災害、先ほど申されましたように、震度として最大7の地震が2回も来るといふ、これまで前例、経験を超えた、まさに想定外のものであったと思っております。本町におきましても、今後、防災意識の高揚、それから防災対策をさらに推進していかなければならないと考えているところでございます。

ボランティアの受け入れ態勢につきましても、熊本県においては現在、被災証明の申請、確認調査が行われておりますけれども、このような家屋の危険度判定士あるいは建築士、また手話通訳、特殊車両の操作など専門的な知識、技術、資格を有する専門ボランティアと、一般的な活動、避難所のお世話、支援物資の仕分け、炊き出し、被災者への生活支援などを行ってもらう一般ボランティアの方がおられます。

災害発生時には多くのボランティアの方の申し出があると思われまます。ボランティアに関しましては、白石町の地域防災計画に従い、町及び県の社会福祉協議会や日本赤十字社などの組織、機関の協力のもと、速やかにボランティア活動に関する情報の

収集、発信の窓口を開設し、被災者の方の受け入れ、その活動の調整を図っていくこととなります。町が設置した災害本部と災害ボランティアセンターが連携して、情報の収集やボランティア会員への連絡、被災者のニーズの把握などとともに、各ボランティア団体の独自活動も受け入れながら復旧を進めていくことになると思っております。

以上であります。

○前田弘次郎議員

次に、非構造物の落下による避難所のこととは、先ほど溝口議員からも質問がありましたので、この部分は省かせていただきます。

次に、災害に関連する廃棄物の処理についてお伺いいたします。

○門田藤信生活環境課長

災害に関連する廃棄物の処理等についてのお尋ねだと思います。

廃棄物の処理につきましては、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律ということで、自治体の中でも一般廃棄物の処理基本計画というのを策定をいたしております。この計画書に基づきまして、それぞれごみ処理基本計画と、もう一つが生活排水処理基本計画というのがあります。この計画書においては、災害における廃棄物処理及びし尿処理の基本方針として、衛生的な処理、計画的な対応、処理、それとリサイクルの推進、迅速な対応、環境に配慮した処理、安全作業の確保、こういったものを掲げて、町民、事業者、行政の連携により円滑な推進を行うこととしております。

まず、災害により大量の廃棄物が生じた場合ですけれども、これにつきましては処理につきまして長期間を要するところがあることから、生活環境また環境保全上の支障がない場所に選別、保管等を行う仮置き場を確保することが必要であることから、現在、福富のマイランド公園の南側駐車場、白石社会体育館の西側駐車場、それと新明グラウンドの3カ所を選定をいたしております。

次に、廃棄物の処理過程になりますけれども、基本的には現在のごみ処理を行っております佐賀西部クリーンセンターにおいて処理を行うこととなりますけれども、この施設において災害等に対応した受け入れの処理能力といたしまして、今、構成市町の4市5町で日量約15トンとされておまして、受け入れに際しては構成市町とか、あるいは組合との協議が必要になってくるというふうに考えております。構成市町等の住民の方や事業者の方から直接搬入ということで現在行っておりますけれども、こういった災害発生時には若干制限がかかることになると考えております。施設での受け入れが困難となった場合は、佐賀縣市町災害時相互応援協定に基づきまして県内の市町と協議することとなり、ここでも受け入れが困難となった場合には、一般廃棄物の処理業者とか産業廃棄物の処理業者に最終的には委託をするというふうなことになると思っております。

次に、し尿処理関係についてですけれども、し尿処理についても、災害発生時には被災住民の方が使用するトイレとかができなくなりますことから、仮設トイレの設置とかし尿のくみ取り等が必要になってくると思っております。災害時のし尿処理体制と

しては、被災の状況あるいは避難者数、水洗トイレの使用状況、こういった災害情報を早急に把握をする必要があると思っております。次に、被災地の衛生環境を確保するために、仮設トイレを調達して速やかに避難所とか、あるいは被災地区内への設置をするものとして、設置に当たっては洋式トイレ等も併用するなど、高齢者の方とか障がい者等への配慮もするものとして調達計画を策定することといたしております。

次に、し尿処理の収集関係ですけれども、基本的には平常時と同様な収集体制といたしておりますけれども、収集の運搬車両の不足等が生じた場合には、収集運搬を行う許可業者あるいは広域からの協力、支援を依頼することとなるかと思えます。し尿の処理につきましては、原則、今の現有の杵藤地区の環境センターで行うこととなりますけれども、災害時には処理量が平常時よりも増加することなどが考えられますので、現有施設の処理能力を超える場合あるいは処理施設の破損等で処理が行えない場合には、広域の市町の処理場への受け入れ等、適切な処理計画を行うことといたしております。

今後、災害等による一般廃棄物の処理等につきましては、県とか市町、組合と十分連携を図りながら、迅速な処理を進めることが必要になってくると認識をしているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

ありがとうございました。

今回の熊本震災において、我が町でも町民の方々の声により多数の救援物資が集まり、災害現場の宇土市に搬送していただきましたが、その際に宇土市の廃棄物を帰りの便に持って帰る考えはなかったのかお伺いしたいと思います。

○門田藤信生活環境課長

今回の熊本地震において、救援物資等の搬送に伴って、その帰りの便で廃棄物の持ち込みができなかったかというふうな質問だと思います。

廃棄物の処理や運搬につきましては、自区内処理の原則というものが適用されることとなります。これは、収集した廃棄物につきましては、その区域を越えて他市町村に運ぶことはできないというふうなことになっております。ただ、震災等で発生元の市町村が特別に認めた場合などは区域を越えた受け入れが可能となって、受け入れ側の市町村との事前協議等が必要になってくるかと思えます。収集運搬に際しては、臭気の対策とか、あるいは飛散防止の観点から、受け入れ側の市町村の委託業者等の専用車両となるじんかい車とか専用のトラック、そういったものが不可欠になってくるんじゃないかと思っております。

先般、環境省より、県を通じて収集運搬の可否等の調査がありました。本町におきましては、事業者からの収集運搬業務、こういったものがあっていることとか、それから委託の業者さんにおかれましては保有の車両台数とか、あるいは人員の配置、こういったものから見ますと、総合的に見て収集運搬の支援については不可能であるということで報告をしてるところでございます。

それとあと、県内の状況ということですが、車両の収集運搬に際して支援可能

な市町、これが7市町あっております。この7市町においても、支援可能な車両台数といたしまして各市町から1台から2台程度とか、あるいは支援が可能な期日として週1回から3回とか、そういった制限を設けている状況でございます。支援不可能な市町については、本町を含めて13市町というふうになっているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

自区内の原則で廃棄物を持っていくことができないということでしたけど、これ私が今聞いたのは、実は福岡市の自治体は救援物資を持って行って、帰りに廃棄物を載せております。それ誰が行ったかと。福岡市長がトラック乗って行って、福岡市長の判断で、そこにある段ボールを全部載せろと、空箱を載せろということで載せておりますので、こういう震災のときは臨機応変に、規則は規則で確かにわかります。しかし、福岡市の市長の独断という形で今回されておりますので、その辺は今後いろいろ町長も含めて考えていただきたいと思います。

続いて、災害において住宅が崩壊された住民の仮設住宅が必要になったときの建設に伴う用地の確保はできているのかお伺いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

熊本地震のような大規模な地震が起きた場合、甚大な住宅被害が発生し、短期間に仮設住宅を建設することとなり、迅速な用地確保が求められることから、事前に仮設住宅建設用地の候補地を選定しておく必要がございます。用地については、地震発生直後の混乱期において適正な価格を評価して価格交渉を行うことは大変困難となり、時間もかかることから、公有地の利用が望ましく、災害救助法においても公有地に建てることを原則とされており、本町の仮設住宅の建設候補地についても現在のところ公有地を活用することを予定しております。

建設候補地といたしましては、町有地は町内の町立小・中学校グラウンド、白石町総合運動場、マイランド公園多目的広場、河口堰運動広場、稲佐山運動公園、有明ふれあい運動公園、計16カ所、県有地は県立高校グラウンド2カ所を予定しており、全体で建設可能面積17.1ヘクタール、1戸当たり120平米とした場合でございます。概算建設戸数1,427戸を予定しております。また、東日本大震災以降は、国も建設用地として民有地や農地を活用することを認める通達も出しており、今後は本町でも大規模な災害に対応できるよう、町有地以外の候補地の選定も念頭に置き、対策を講じていかなければならないと考えておるところです。

○前田弘次郎議員

熊本震災でも町内の小、中グラウンドを当てにされたと思いますけど、今回そこにテントを張って、用地がなかなか確保できないということもありますので、この辺も臨機応変に計画を立てていただきたいと思います。

次に、業務継続計画、BCPの説明と、これが我が町に作成されているのかお伺いしたいと思います。

○本山隆也総務課長

業務継続計画についてでございます。

本町においても、今回の熊本震災から得た教訓を生かし、災害対策の見直しを進める必要がございます。具体的には、先ほど申されたように、大災害に備えた業務計画というものが策定されるということになってまいります。行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に、非常時に何を最優先業務として遂行するのか、それにより被災者のニーズに応える体制を構築するのが業務継続計画、BCPでございます。

災害発生時には業務量が急激に増加いたします。資源でございます人、物、情報、この利用できる資源には制約がかかる状況となります。この策定すべき業務継続計画によりまして、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応の手順、継続的に必要な資源の確保などもあらかじめ定め、大規模災害において行政の機能不全とならないような対応を行っていかねばならないということになっております。

業務継続計画につきましては、現在、白石町は策定していないところでございます。佐賀県におきましては、県と佐賀市、2団体が策定しております。まだ策定にはなっておりませんが、この作成についても早急に検討し、策定の方向に向かって進めなければならないというふうに考えてるところでございます。

以上であります。

○前田弘次郎議員

次に、福祉避難所の説明をお伺いしようと思いましたが、このことに関しては大串議員のときに説明があったと思います。また、26年9月12日の一般質問で大串議員から質問されて、現在の副町長が総務課長のときに答弁されておられます。その中で、県立学校における福祉避難所の対象になる人の把握に努め、大規模災害の発生に備えて福祉避難所を町の5施設と、その後2つの高校、この7カ所をどういうふうに活用していくのかということをお伺いしながら協議を行いつつ協定を締結していきたいということで考えてるということで答弁されておりますので、副町長に御答弁をお願いしたい。その後、福祉避難所の対象になる人の把握はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○百武和義副町長

平成26年9月議会の一般質問の折に質問をいただきまして、そのとき私のほうから、先ほど御説明あったようなことを検討するというところで申し上げておりました。

まず、福祉避難所についての県のほうとの協定締結について御説明をさせていただきます。

先ほど、議員おっしゃいましたように、白石町内では白石高校と佐賀農業高校の2校を、佐賀県のほうで平成25年度から26年度にかけて、福祉避難所として体育館と、それに付帯するトイレの整備等をしていただきました。これに伴いまして、昨年、平成27年6月19日付で、各高校の学校長と町長との間で福祉避難所の指定に関する

協定ということ締結をいたしまして、提供をしていただけるということになったところでございます。

それとあと、最後のほうに言われましたけども、災害時要援護者の把握、福祉避難所への避難する方々の把握につきましては、これ昨日答弁があったかと思えますけども、白石町のほうではシステムを導入して台帳整備をしております、年1回、民生児童委員さん方の御協力をいただきながら更新を行って、台帳の整備を行って把握をしてるところでございます。

それから、福祉避難所に避難する方々への周知についての御質問がございましたけども、協定が締結できたということから、ことし5月に駐在員さんを通じて全世帯へ配布をいたしました白石町防災ハンドブック、これには、これまでの19避難所に加えまして2つの高校を災害時要援護者優先避難所ということで、合計21カ所の避難所を掲載をして周知をしたところでございますけども、まだ2つの高校を福祉避難所として利用した実績はございませんけども、町内5カ所の災害時要援護者優先避難所と2つの高校の活用方法を明確にして、避難方法等について今後町民の皆様方に周知を図っていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

最後に、町長に質問しますが、熊本震災でも一緒だと思いますが、役場職員も震災に遭い、職場に来れない場合も想定できると思います。今までボランティアとかなんとか導入ということも職員全員来た時点での対策かと思えますけど、避難所にも職員は派遣されると思いますので、そういった場合、人数が足りないという場合があると思いますけど、そのときはどのような対処を考えていらっしゃるのか、最後にお願いします。

○田島健一町長

熊本の西原村でもそうございましたけども、村ということで職員さんは100名もいらっしゃらない、六十数名だったというふうに思います。そういった中においては、ああいった甚大な災害には対応できないということだというふうに思いました。白石町においても、面積が100平方キロという広大な面積の中に学校も小学校、中学校、11校あるというような地域でございます。職員は270名程度ということでございまして、役場中枢機能としても必要でありますけれども、現地の避難場所等々にも人員配置というのは多分厳しいんじゃないかなというふうに思います。

そういった中においては、事前に地域防災計画白石町版の中においてもそこら辺を何らか明記していく必要はあるんじゃないかなろうかというふうに思います。その折には、地域住民のボランティアと申しますか、活動していただける方も、一義的には町内の方たちでお願いし、そしてまた最悪の場合は町外の人たち、県外の人たちにもお願いしていくようになろうかというふうに思います。まずは町内でそういった認識を持つように、常日ごろからのそういった感覚を醸成するというのも必要じゃないかなというふうに思っております。

○前田弘次郎議員

こういうときは、私が思うのは、役場職員のOBの方の利用も考えていかれたらどうかなと思います。それをお願いして、私の一般質問を終わります。

○白武 悟議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすも一般質問となっています。

本日はこれにて散会します。

15時04分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月9日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 西 山 清 則

署 名 議 員 岩 永 英 毅

事 務 局 長 吉 岡 正 博